

# 高知市災害時栄養・食生活支援活動マニュアル

Ver. 1

令和3（2021）年1月

高 知 市

## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、多くの避難所で食料が不足し、乳幼児や高齢者など食事の配慮が必要な方に必要な食品が行き渡らない等の事態が生じました。長期化する避難所生活では、健康状態の悪化が深刻な問題となり、内閣府（防災担当）からは、平成 25 年 8 月「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を作成し、食料・飲料水の備蓄や食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮、一定期間経過後の食事の質の確保について示されたところです。また、国は東日本大震災を教訓に被災都道府県からの要請を受ける前に、支援物資を被災地へ輸送するというプッシュ型支援を導入しました。

平成 28 年 4 月 14 日および 16 日に発生した熊本地震の際には、このプッシュ型支援が初めて実施されました。多くの問題点も指摘されました。また、熊本地震では、医療救護活動と保健活動における情報共有に関する課題が明らかとなつたことから、全体としてマネジメントする機能の構築が必要となり、災害対策本部においても医療対策本部から保健医療調整本部へとその体制を変更しています。

本市では、今後 30 年以内に発生する確率が 70~80% と言われている南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる風水害に対する備えとして、まずは大規模自然災害から命を守り、そして、助かった命をつなぐための災害時における栄養・食生活支援対策の構築が急がれます。

こうした中、平成 30 年 3 月に、日本公衆衛生協会から「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」が発出されるとともに、高知県では、平成 26 年 3 月に作成した「高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドライン Ver. 1」を本年度に Ver. 2 として改定する予定となっています。本市におきましても、近年国内で発生する大規模災害の状況から、長期化する災害対応で食の確保は重要なこととして高知市における災害時の栄養・食生活支援活動のマニュアルを策定することとしました。

本マニュアルは、南海トラフ地震をはじめとする「大規模自然災害」を対象として 5 つの活動期と平常時の活動についてまとめています。災害時、避難者すべてに適切な食事を届けるためには、ニーズの把握から物資の調達・分配・配送といった流れが円滑に行われる必要があります。発災後に、この流れが迅速に開始できるよう、本市栄養士の災害対策本部における配置と役割分担を明確にしています。特に、物資対策本部に栄養士を配置し、食事の配慮が必要な方の提供食調達のための帳票を作成し乳幼児や高齢者など食事の配慮が必要な方に必要な食品が届く流れを構築したことが、本マニュアルの重要なポイントとなります。

今後は、本マニュアルを活用した訓練を重ね、災害時に栄養・食生活支援活動が円滑に実施されるよう、実効性を段階的に高めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、本マニュアル策定にあたりご助言をいただきました、高知県立大学健康栄養学部講師 島田郁子様をはじめ、ご協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 3 年 1 月

高知市健康福祉部長  
大野 正貴

## 目 次

第1章 マニュアルの基本的な考え方	
1 策定の趣旨	1
2 対象とする災害規模と活動期の区分	1
3 他の計画やマニュアルとの関係	2
第2章 災害時の栄養・食生活支援活動	
1 活動期の区分	3
2 栄養・食生活支援体制	
(1)応援行政栄養士等との役割分担	4
(2)災害対策本部における本市栄養士の位置づけ	6
(3)災害時における本市栄養士の役割	7
3 栄養・食生活支援活動	
(1)栄養・食生活支援活動の流れ	8
(2)栄養・食生活支援活動の概要	10
(3)各フェーズにおける栄養・食生活支援活動	
フェーズ0 初動体制確立期（概ね発災後24時間以内）	11
フェーズ1 緊急対策期（概ね発災後72時間以内）	12
フェーズ2 応急対策期 避難所対策が中心の期間（概ね4日目から1・2週間まで）	14
フェーズ3 応急対策期 避難所から概ね仮設住宅入居までの期間（概ね2週間から1か月まで）	16
フェーズ4 復旧・復興対策期（概ね1～3か月）	17
(4)対象別栄養・食生活支援活動	18
4 平常時からの備え	
(1)健康な食に関する普及啓発・健康教育	24
(2)特定給食施設等の支援	26
(3)食事の配慮が必要な方の把握と災害時提供食の分類	27
(4)災害時提供食の研究	29
(5)支援体制の整備	29
(6)マニュアル等の整備、訓練の実施	30
(7)食料備蓄（協定）	30
(8)炊き出し・弁当の調整	31
第3章 栄養・食生活支援活動の受援体制	
1 受援体制	
(1)受援計画の作成	40
(2)様式の整備、情報共有事項の決定	40
2 応援・派遣要請	
(1)応援・派遣要請と受援の流れ	41
(2)応援要請の手続き	42
第4章 マニュアル改訂に向けた課題・検討事項	43
＜資料編＞	
様式・啓発資料・掲示・配布用資料等	44
献立例・長期備蓄食品例	87
用語説明	90
索引	91
関係法令・関係通知・高知市関連計画等・参考資料・参考文献	92

## 第1章 マニュアルの基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

本マニュアルは、南海トラフ地震等大規模災害時に発災直後から栄養・食生活支援活動を展開するために必要な内容について、「高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドライン」を基にまとめたものです。

災害時における食の確保は、生命維持に関わる問題であり、被災生活における食環境の変化は、被災者の健康状態に大きく影響します。

また、災害時における栄養・食生活の問題は、避難所や医療機関、福祉施設など、あらゆる場所に共通する課題であり、食の確保のための備蓄や調達、炊き出し、健康維持のための栄養相談や指導、食中毒や感染症予防のための衛生管理など、災害直後から混在・重複して表出することが多く、多岐に渡っているため保健衛生部門だけでなく幅広い関連部局との連携が重要となります。災害発生直後は、被災者の生命と安全の確保のための救命救急、医療支援体制の確保とともに、被災したことによって生じてくる様々な健康問題への迅速な対応が求められますので、保健活動の一環である栄養・食生活支援活動の体制整備や、発災直後からの活動を想定した平常時からの備えが必要です。

このようのことから、本マニュアルは、大規模災害時の避難生活において、早い時期から栄養・食生活支援活動を行うことで、被災者の心の安定はもとより、栄養状態や慢性疾患等の病状悪化を最小限にとどめ避難者の健康を保持することを目的に、以下の内容について記載しています。

- (1) 大規模災害時における本市栄養士の活動体制・活動内容
- (2) 効果的な栄養・食生活支援活動の展開のための関係部署との連携
- (3) 災害時の栄養・食生活に関する課題を踏まえた平常時からの備え

### 2 対象とする災害規模と活動期の区分

#### (1) 対象とする災害規模

南海トラフ地震をはじめとする「大規模自然災害」を対象とします。

【被害想定】南海トラフ地震避難者数（L2）248,000人、（L1）115,000人

（2012（平成24）年12月 高知県版第2弾南海トラフの巨大地震による被害想定）

#### (2) 活動期の区分

栄養・食生活支援活動は保健活動の中で展開されるため、本マニュアルの活動期区分は、「災害時の保健活動推進マニュアル」（令和2年3月 日本公衆衛生協会／全国保健師長会）を参考に、「高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインVer.2」（令和3年3月（予定））に合わせ、フェーズ0（初動体制確立期）からフェーズ4（復旧・復興対策期）の5段階としています。

ただし、ここに示す活動時期等は目安であり、災害の種類・発生状況・被害状況等により弾力的に対応するものとします。

フェーズ0：初動体制確立期（概ね発災後24時間以内）

フェーズ1：緊急対策期（概ね発災後72時間以内）

フェーズ2：応急対策期 避難所対策が中心の期間（概ね4日目から1・2週間まで）

フェーズ3：応急対策期 避難所から概ね仮設住宅入居までの期間（概ね2週間から1か月まで）

フェーズ4：復旧・復興対策期（概ね1～3か月）

### 3 他の計画やマニュアルとの関係

災害時の栄養・食生活支援活動は、保健活動の一環であり、かつ、備蓄や物資配送との関係が深いことから、本マニュアルは、高知市保健所災害時公衆衛生活動マニュアルと高知市備蓄計画及び高知市物資配送計画・物資配送マニュアルと連動したマニュアルとして策定しています。

県の関連計画等との関係は、図1のとおりです。

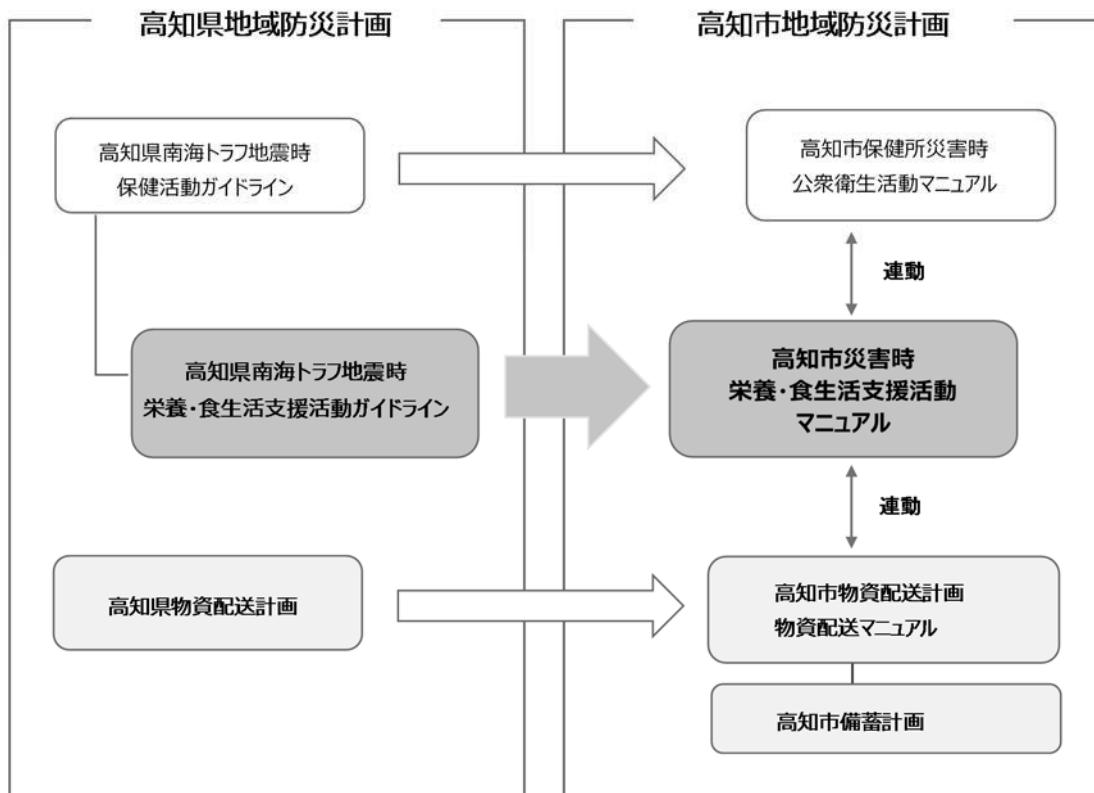


図1 高知市災害時栄養・食生活支援活動マニュアルの位置づけ

## 第2章 災害時の栄養・食生活支援活動

災害時の栄養・食生活支援活動とは、災害発生後の被災者の栄養状態及び慢性疾患等の病状の悪化を最小限にとどめ、避難生活における被災者の健康を保持することを目的に、「物資の調達や配分」「炊き出し等の栄養・衛生管理」「食事状況調査」「個別栄養相談」「巡回栄養相談」等を行うことを示します。

活動の中では、特に食事の配慮が必要な方<sup>\*</sup>への専門職による支援が求められ、適切な食事の調達や提供、また、専門職の連携による被災者への対応について体制の構築が求められています。

### 1 活動期の区分

災害時には、発生直後から時間経過とともに様々な健康・栄養課題が生じてくるため、状況を速やかに把握し、フェーズに応じて迅速かつ適切に栄養・食生活支援活動を展開していく必要があります。

表1 活動期区分別の支援の特徴

活動期区分	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
	初動体制確立期	緊急対策期 避難所対策が中心の期間	応急対策期 避難所から概ね仮設住宅入居までの期間	応急対策期 避難所から概ね仮設住宅入居までの期間	復旧・復興対策期
目安の期間	(概ね発災後 24 時間以内)	(概ね発災後 72 時間以内)	(概ね 4 日目から 1・2 週間まで)	(概ね 2 週間から 1 か月まで)	(概ね 1~3 か月)
状況	ライフライン <sup>*</sup> 寸断	ライフライン寸断	ライフライン 徐々に復旧	ライフライン 概ね復旧	仮設住宅
栄養・食生活支援活動の目標 (あるべき姿)	住民が被災時でも水と食物が摂取できる。 <u>(食料確保)</u>	住民が必要なエネルギーを確保できる。	住民が適切なエネルギー及び栄養量の確保ができる。 温かい食事や多様な食事をとり、被災者がホッとでき、被災生活の疲れがとれる。	被災住民にあった食事を摂取できる。 <u>食を楽しみ、生活再建への活力となる。</u>	自己で個人にあった食事を摂取できる。 <u>(日常に戻る)</u> <u>食を楽しみ、生活再建への活力となる。</u>
想定される健康・栄養課題	食料不足 飲料水不足  食事の配慮が必要な方の食品不足 (乳児用ミルク、アレルギー食、嚥下困難者、食事制限等)	支援物資到着 (物資過不足、分配の混乱)  水分摂取を控えるため脱水、エコノミークラス症候群	栄養不足 避難所栄養過多 栄養バランス悪化  便秘、慢性疲労、体調不良者増加、エコノミークラス症候群	食事の簡便化 栄養バランス悪化 栄養過多  慢性疾患悪化  活動量不足による肥満	自立支援 食事の簡便化 栄養バランス悪化 栄養過多  慢性疾患悪化  活動量不足による肥満
栄養・食生活支援の推移	備蓄物資での食の確保  水・食料・熱源の確保	備蓄物資・支援物資での食の確保 自衛隊やボランティアによる炊き出し  栄養バランスの確保	支援物資 自衛隊やボランティアによる炊き出し  衛生管理の徹底	弁当提供への移行 被災者自身による食料調達の増加  食の自立支援	弁当提供 被災者自身による食料調達の増加 仮設住宅での自炊  食の自立支援

(参考：日本公衆衛生協会「大規模災害時の栄養・食生活支援活動 ガイドライン」(H31.3)、兵庫県「災害時における行政栄養士活動ガイドライン（R2.3）」)

#### \* 食事の配慮が必要な方

乳幼児、妊産婦、食事制限がある慢性疾患患者、摂食・嚥下困難者、食物アレルギー疾患患者、宗教や強い偏食（味覚や食感等の過敏による）等の理由で食べられない食品がある方、経管栄養（胃ろう・鼻腔）の方

#### \* ライフライン

生活や生存に必要なものを供給する設備や経路（電気、ガス、水道等）

## 2 栄養・食生活支援体制

### (1) 応援行政栄養士等との役割分担

災害時には、被災地外から応援派遣<sup>\*</sup>された行政栄養士（以下、「応援行政栄養士」という。）や、（公社）日本栄養士会で設置される管理栄養士及び栄養士の専門職の支援チーム（JDA-DAT）等と連携した栄養・食生活支援活動が求められます。

それぞれの役割分担については表2のとおりです。（避難者の健康管理を支援する「対人保健」、避難所等での食事提供や食品衛生助言、給食施設等を支援する「対物保健」、情報提供や食事の分析評価、対策立案、支援要請、連絡調整を行う「マネジメント」に分けて整理しています。）

表2 応援行政栄養士等との役割分担表

	内容	被災市行政栄養士 (保健所設置市)	応援行政栄養士	JDA-DAT (公社)日本栄養士会
対人保健	避難者の健康管理支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な食に関する普及啓発、健康教育（ホビューレーションアプローチ）</li> <li>・避難者の食の自立に向けた支援（自助による栄養量の確保）</li> <li>・健康課題のアセスメント</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者への個別巡回相談（ハイリスクアプローチ）</li> </ul>
対物保健	避難者の栄養に配慮した食事の提供支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食品（固定・流通）または支援物資からの栄養量確保、提供支援</li> <li>・炊き出し、弁当等からの適切な栄養量の確保支援</li> <li>・炊き出しボランティアへの啓発（栄養量確保）</li> <li>・不足資源の調達</li> <li>・調達資源の適正配分</li> </ul>		
	食事の配慮が必要な方への栄養に配慮した食事提供支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の配慮が必要な方の把握</li> <li>・食事の配慮が必要な方に適する食料（備蓄食品・支援物資）の確保、提供支援</li> <li>・食事の配慮が必要な方への食事（炊き出し、弁当）の提供支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊栄養食品ステーションの設置※、配布</li> </ul> <p style="text-align: right;">※P 5参照</p>
	避難所等の食品衛生助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の食事の衛生管理状況の把握と衛生助言</li> <li>・炊き出しボランティアへの衛生助言</li> <li>・食品衛生監視員との連絡調整</li> </ul>		
	給食施設支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食提供困難施設への支援</li> </ul>		
マネジメント	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食品や支援物資の状況把握</li> <li>・食事の状況把握</li> <li>・避難所の食に関するニーズの把握</li> <li>・被災情報の収集</li> <li>・量販店、スーパー等の食料提供状況の把握</li> <li>・ライフライン復旧状況の把握</li> </ul>		
	分析評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事調査</li> <li>・食事調査の分析・評価</li> </ul>		
	対策立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動計画の立案</li> <li>・通常業務の再開計画の立案</li> <li>・優先対策の決定</li> </ul>		
	関係機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出し実施団体との連絡調整</li> <li>・弁当事業者との連絡調整</li> <li>・JDA-DATとの連絡調整</li> <li>・組織・職種横断的な調整（支援チーム）</li> <li>・県との連絡調整</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災市との連絡調整</li> <li>・県との連絡調整</li> </ul>
	受援体制の整備 派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援内容の計画、要望</li> <li>・管理栄養士等の派遣要請</li> <li>・JDA-DATの派遣要請</li> </ul>		

（参考：日本公衆衛生協会「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」（H31.3））

#### \* 応援派遣

被災地方公共団体以外の地方公共団体が、被災地方公共団体に対し、応援<sup>\*</sup>のために職員を派遣すること（派遣期間は短期で職員の身分の異動は伴わない）

#### \* 応援

災害対策基本法又は地方公共団体間の相互応援協定に基づく、被災地方公共団体が実施する災害時における救助その他の災害対策に対する援助

## TOPIC

### JDA-DAT ((公社)日本栄養士会災害支援チーム) の活動内容について

JDA-DAT (ジェイディエーダット) は、災害支援活動を担うために所定の研修※を受講し、リーダーまたはスタッフ資格を取得した管理栄養士・栄養士で構成されたチーム (The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team) の頭文字をとった名称です。

国内外で大規模な自然災害（地震、台風等）が発生した場合、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、緊急栄養補給物資の支援等、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行うことを目的としたチームであり、平時には地域における災害対策活動（行政や地域の防災事業等の防災啓発支援活動）に協力しています。

災害発生時、国や被災地からの支援要請、または非被災地栄養士会や（公社）日本栄養士会の出動要請を受けて被災地に派遣されたJDA-DATは、複数名のチームを編成して支援活動を行います。

#### 支援活動の開始時期

支援活動 発災後 72 時間以内の初動活動を中心として、後発支援につなぐための活動を行います。



(高知市の場合)

支援要請 JDA-DAT 派遣については、高知市保健医療調整本部（高知県保健医療調整高知市支部）から、高知県保健医療調整本部を通じて支援要請を行います。

#### 支援活動の内容

##### ① 情報収集

被災地の医療・福祉・行政栄養部門と連携し、情報の収集・伝達・共有化を行います。

避難所等への食事状況調査を実施し、避難された方への個別巡回相談（ハイリスクアプローチ）を行い、食事の配慮が必要な方の情報収集及び支援に努めます。

##### ② 緊急栄養補給物資の支援

栄養補給物資を必要とする避難所等の場所と数、必要物資の内容等を把握し、物資の手配や分配指揮を行います。

被災地内に「特殊栄養食品ステーション」を設置し、特殊な栄養食品（アレルギー対応食、乳児用ミルク、離乳食のほか、嚥下困難な方や慢性疾患の方への食事等）を食事の配慮が必要な方や避難所の要望に応じて提供します。特殊栄養食品は必要に応じて（公社）日本栄養士会および都道府県栄養士会に支援要請する等自ら確保するとともに、避難所等へ届け、摂取方法（作り方や摂る回数等の注意事項）を説明する等フォローします。



（実際の特殊栄養食品ステーションの様子）

##### ③ 栄養補給

被災施設・避難所などで責任者の許可のもと、個人に対して直接栄養補給の支援を行います。

JDA-DAT はキッチンボックスを搭載した「災害支援医療緊急車両」を所持しており、被災地における小規模な調理の実演も可能です。



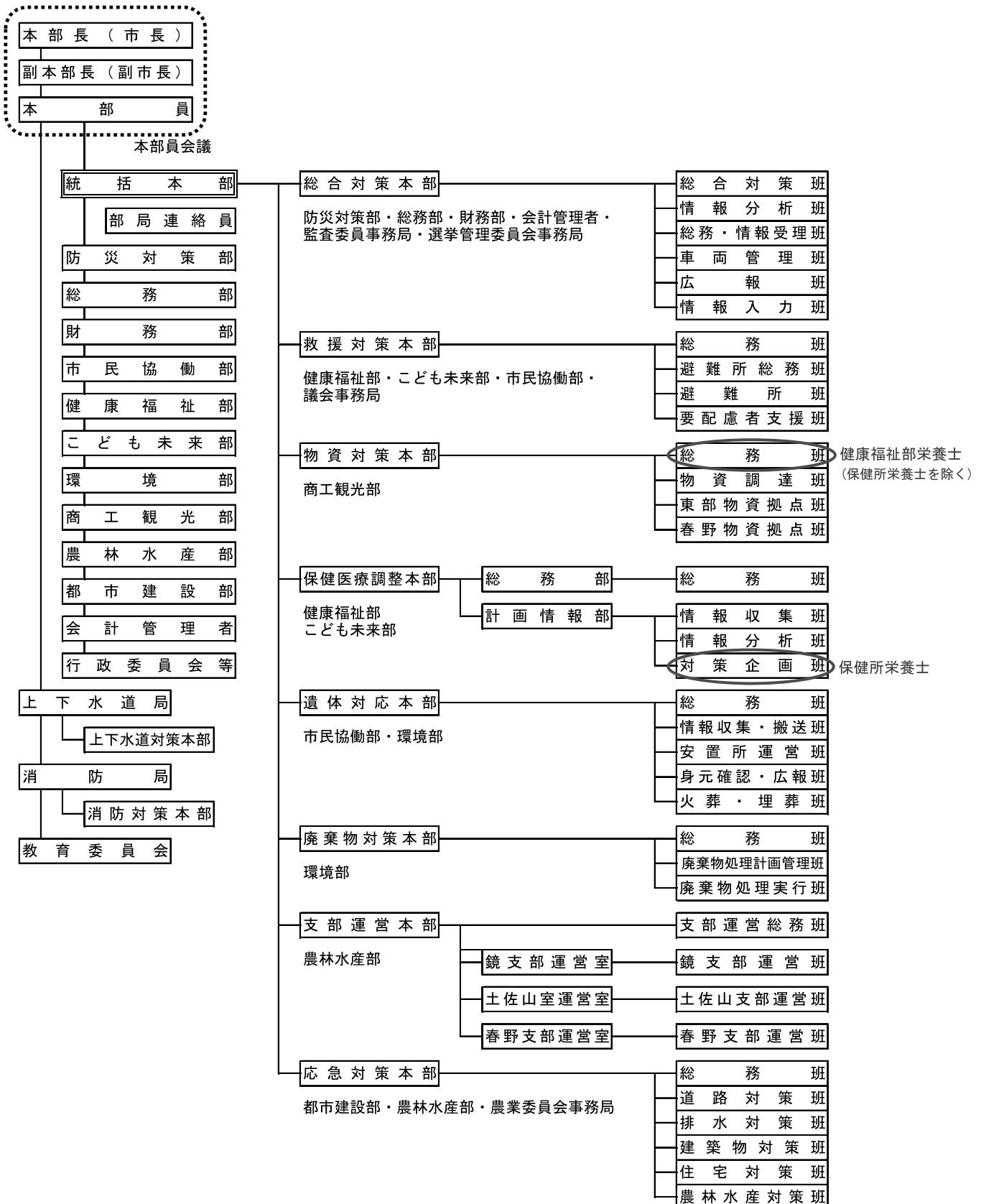
災害支援医療緊急車両（河村号）

##### ④ 対応の困難な被災者への支援

避難所での個別巡回相談から、要医療であるが、受診が困難などハイリスクかつ対応の困難な方を適切な受診やケアにつなげるため、医療機関等関係機関への連絡等の必要な対応を行います。

※JDA-DAT リーダーと JDA-DAT スタッフは研修内容が異なります。

## (2) 災害対策本部における本市栄養士の位置づけ



出典：高知市地域防災計画（令和2年度修正）  
災害対策本部組織図[災害展開期以降]

### (3) 災害時における本市栄養士の役割

<p>(初動期) 現地支援部 救援物資対策室 救援物資班          (展開期) 物資対策本部 総務班          　保険医療課 (1名)          　福祉管理課 (1名)          　高齢者支援課 (1名)</p> <p><b>&lt;救援物資対策室&gt;</b>          備蓄物資の把握及び避難所への供給、並びに救援物資に関する情報の収集、配送、備蓄倉庫の運営等、物資に関する業務を実施する。</p> <p><b>■救援物資班（物資対策本部 総務班）の業務</b></p> <p><b>食料及び生活必需物資の確保並びに供給に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な物資について、協定締結業者を中心に交渉し調達する。</li> <li>・総合対策部等と連携し、他市町村からの救援物資の受入れを行う。</li> <li>・集積拠点を決めて、救援物資を集積する。</li> <li>・備蓄品及び調達品を避難所ごとに分けて運搬できるように仕分けを行う。</li> <li>・各避難所に配達した物資については、避難所の運営主体(自主防災組織等)に配分及び配給を依頼する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>&lt;災害時初動活動マニュアル&gt;</b></p> <p><b>■栄養士の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食料または支援物資からの栄養確保、提供支援</li> <li>・不足資源の調達</li> <li>・調達資源の適正配分</li> <li>・食事の配慮が必要な方に有用な食料（備蓄・支援物資）の確保・提供支援</li> </ul>	<p><b>保健医療調整本部 計画情報部 対策企画班</b></p> <p>健康増進課 (3名)          生活食品課 (1名)</p> <p><b>&lt;保健医療調整本部&gt;</b>          災害時の公衆衛生対策の3本柱（医療対策・保健予防対策・生活環境衛生対策）を実施していくために、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析や、保健医療活動チームの受援調整等の総合調整を行う。</p> <p><b>■計画情報部の業務</b></p> <p>収集、分析された情報をもとに対策を立案する。          情報収集班、情報分析班、対策企画班で構成する。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;高知市保健所災害時公衆衛生活動マニュアル&gt;</b></p> <p>※栄養士は対策企画班に配置するが、状況に応じて柔軟に組織体制の改編を行う。</p> <p><b>■栄養士の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の食事供給状況等の把握</li> <li>・避難所の食に関するニーズの把握</li> <li>・栄養・食生活支援対策の立案</li> <li>・食事状況調査の実施、分析、評価</li> <li>・炊き出し、弁当等からの適切な栄養量の確保支援</li> <li>・避難所等の食品衛生助言</li> <li>・給食施設支援</li> <li>・関係機関との連絡調整          　（応援行政栄養士、JDA-DAT、炊き出し実施団体等）</li> <li>・受援内容の計画</li> <li>・応援・派遣要請（応援行政栄養士・JDA-DAT）</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>教育環境支援課 (2名)</b></p> <p><b>学校における炊き出しの調整</b>  <b>学校給食センターにおける炊き出しの調整</b>  <b>学校給食の再開に向けた準備</b></p> <p><b>■栄養士の役割</b></p> <p><b>非常炊き出しに関すること</b></p> <p>給食施設や家庭科室等給水設備のある施設を利用しての食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所の決定</li> <li>・給水・ガス等の設備被害の確認</li> <li>・必要な食材、物品等の調達</li> <li>・準備・実施</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>&lt;高知市南海トラフ地震対策業務継続計画&gt;</b></p>	<p><b>保育幼稚園課 (2名)</b></p> <p><b>保育所における炊き出しの調整</b>  <b>保育所給食の再開に向けた準備</b></p> <p><b>■栄養士の役割</b></p> <p><b>非常炊き出しの実施</b></p> <p>教育・保育施設が避難所として開設した場合、必要に応じた避難者への食事の提供の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所の決定</li> <li>・給水・ガス等の設備被害の確認</li> <li>・必要な食材、物品等の調達</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>&lt;高知市南海トラフ地震対策業務継続計画&gt;</b></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 栄養・食生活支援活動

#### (1) 栄養・食生活支援活動の流れ

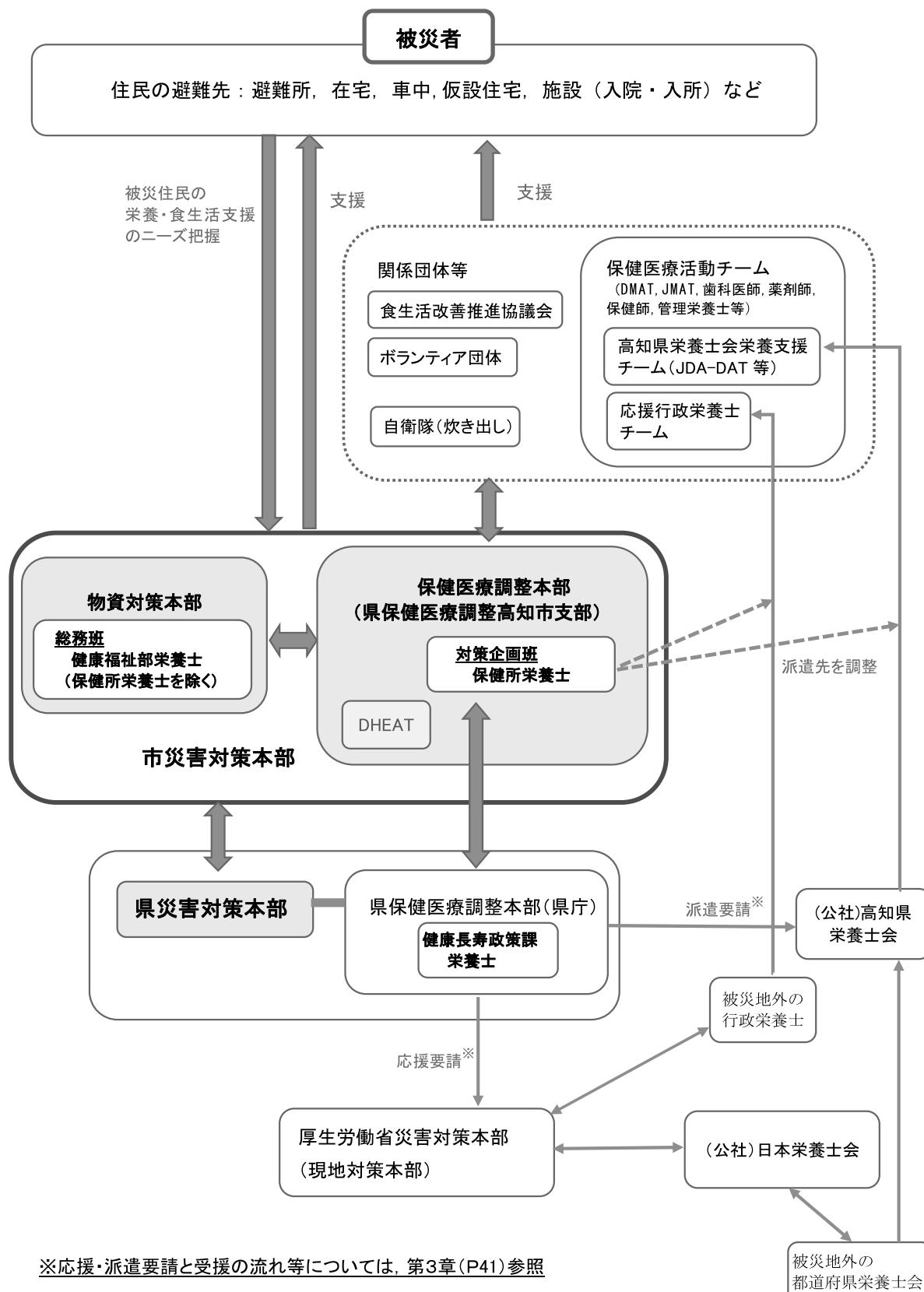


図2 栄養・食生活支援活動フロー図

## TOPIC

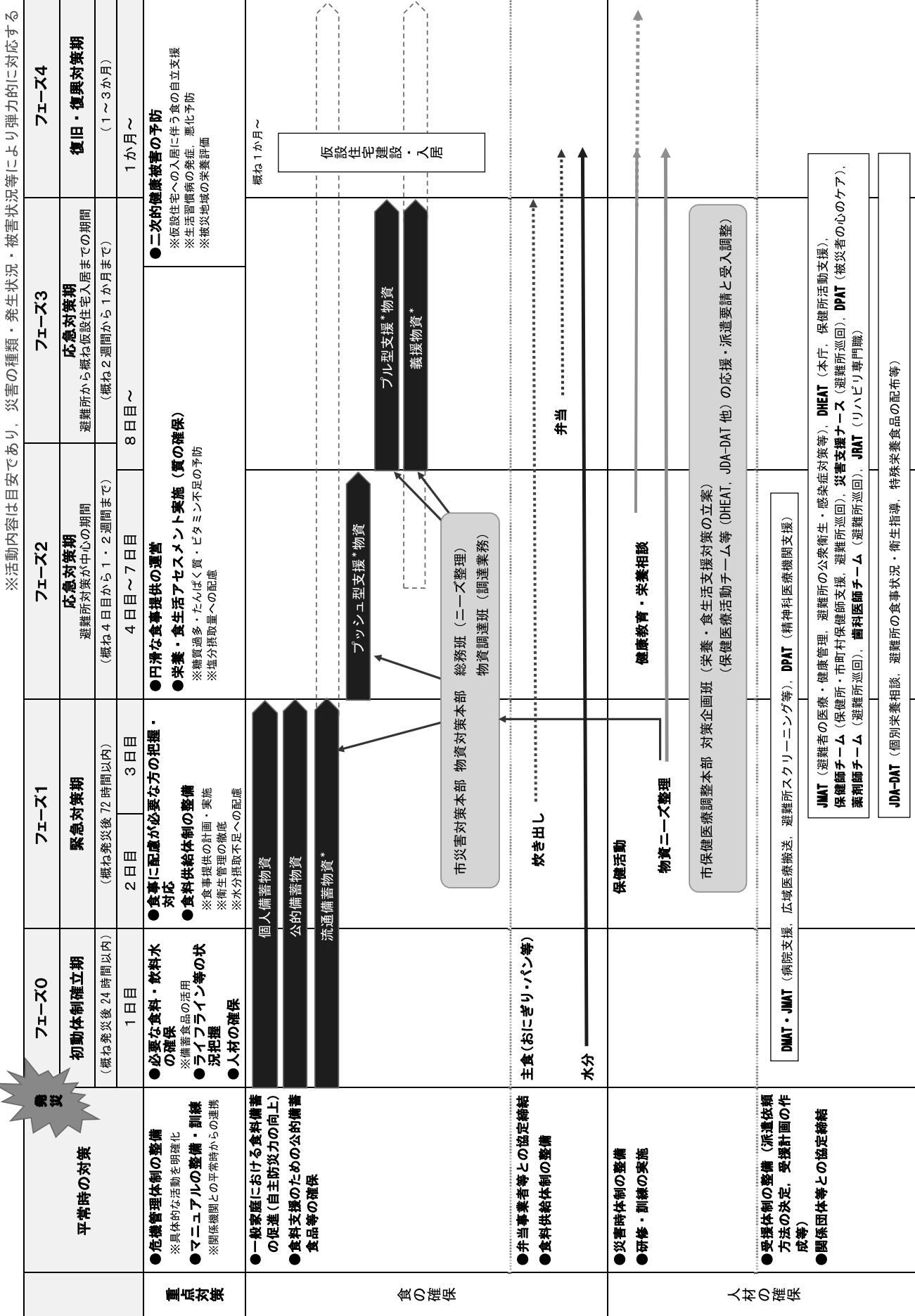
### 保健医療活動チームについて

保健医療活動チームには、国で要綱等が定められている DMAT, DPAT, DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）以外に、大規模災害時に従来から応援派遣が行われてきた、自治体の保健師等チーム、その他の職能団体や学会が組織するもの等があります。

チーム名	主な活動	構成員
DMAT (災害派遣医療チーム)	○災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行う。 本部活動、病院支援、現場活動、避難所・救護所支援等	医師 看護師 業務調整員
DPAT (災害派遣精神医療チーム)	○専門性の高い精神医療の提供、精神保健活動の支援を行う。 精神科医療の提供、入院患者等の避難及び搬送、被災医療機関への支援等、災害ストレス等	医師 看護師・准看護師 業務調整員
DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)	○被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援する。 健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集および分析評価並びに対策の企画立案、保健医療活動チームの受援調整及び対策企画会議等による総合指揮調整等	専門的な研修を受講した自治体の保健衛生職員（医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士等）
保健師等チーム	○被災市町村及び保健所が行う公衆衛生施策（保健衛生対策、生活環境対策）に協力する。 地域住民に対する公衆衛生施策の実施、医療・保健・福祉ニーズ（健康ニーズ）の収集等	自治体の保健衛生職員（保健師と業務調整員（管理栄養士、歯科衛生士、その他専門職））
JMAT (日本医師会災害医療チーム)	○被災地の地域医療の再生への支援 災害急性期以降の避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地内の病院・診療所支援を行い、被災地の医療機関へ円滑な引継ぎを行う。	医師 看護師・准看護師 業務調整員
歯科医師チーム	○災害当初の緊急災害歯科診療、避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生を中心とした公衆衛生活動により地域保健医療の復旧を支援する。また、警察との連携による身元確認を行う。	歯科医師 歯科衛生士
薬剤師チーム	○被災地の都道府県薬剤師会（現地対策本部）との連携・調整、厚生労働省・日本医師会等との関係団体との連携を行いながら、要請に応じ、薬剤師の派遣を行う。また、救護所や避難所の医薬品の確保・管理、医薬品集積所における医薬品管理等を行う。	薬剤師
災害支援ナース (日本看護協会)	○日本看護協会が災害支援ナースを派遣し、被災地のニーズに応じて、避難所や医療機関等において柔軟に災害時の看護支援活動を実践する。	看護師
JRAT (大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会)	○他の災害救助チームと連携し、災害リハビリテーション支援、災害支援必要機材の準備を行う。	医師 理学療法士 作業療法士 その他専門職

（参考：日本公衆衛生協会／全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」（R2.3））

## (2) 納養・食生活支援活動の概要



(参考：徳島県「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」(H27.3)、兵庫県「災害時における行政栄養士活動ガイドライン」(R2.3))

\* 資料編 P90 「用語説明」参照

(3) 各フェーズにおける栄養・食生活支援活動

**フェーズ0 初動体制確立期（概ね発災後24時間以内）**

想定される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン(電気、ガス、水道、通信、道路網)の寸断</li> <li>・被災者の救助、救護活動の実施</li> <li>・避難所の開設     ・避難所、軒先避難、車中泊等の避難者急増</li> <li>・職員の不足   ・食料・水の不足   ・トイレの不足</li> <li>・給食施設における食事提供の中止</li> </ul>
想定される避難所の食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食料</li> <li>・避難者が持参した食料</li> </ul>
栄養・食生活で配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水分の補給</li> <li>・エネルギーの確保</li> <li>・緊急性を要する食事の配慮が必要な方への食事</li> </ul>

	保健医療調整本部	物資対策本部
1 初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆府内参集場所への参集(困難な場合は、安否の連絡)</li> <li>◆指揮命令系統の確立</li> <li>◆自分自身や来庁者等の安全確保</li> <li>◆施設設備の安全確認</li> </ul>	
2 地域の被災状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市災害対策本部(統括本部)を通じた状況把握</li> <li>・被災者数</li> <li>・避難所の開設状況</li> <li>・ライフラインの被害状況</li> <li>・交通状況(物流)</li> <li>・避難所の食事供給状況</li> <li>・食事の配慮が必要な方の数</li> <li>・給食施設の状況</li> </ul>	
3 災害の評価と対策の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆栄養・食生活支援対策の検討 物資対策本部と情報共有を図り、栄養・食生活支援対策について検討し、必要な調整を行う。</li>   <li>食事の配慮が必要な方への支援食料の供給について、物資対策本部と連携し、支援できる体制づくりを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆備蓄食料等の適正配分</li>   <li>食事の配慮が必要な方への支援食料の供給について、保健医療調整本部と連携し、支援できる体制づくりを行う。</li> </ul>

**フェーズ1 緊急対策期（概ね発災後72時間以内）**

想定される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの寸断</li> <li>・医療活動、保健活動の実施</li> <li>・避難所の衛生状態悪化</li> <li>・食料・水の不足</li> <li>・乳児用ミルク、離乳食等の不足</li> <li>・水分摂取を控えるため、脱水、熱中症、エコノミークラス症候群の発症、口腔衛生状態の悪化</li> <li>・給食施設における食事提供の中止及び災害時用献立による簡易給食</li> <li>・避難所、軒先避難、車中泊等の避難者増大</li> <li>・トイレの不足</li> <li>・感染症リスクの増大</li> </ul>
想定される避難所の食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食料、支援物資</li> <li>・学校・学校給食センターにおける炊き出し</li> <li>・自衛隊やボランティアによる炊き出し</li> </ul>
栄養・食生活で配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水分の補給</li> <li>・エネルギーの確保</li> <li>・食事の配慮が必要な方への配慮</li> </ul>

	保健医療調整本部	物資対策本部
1 地域の状況把握・課題分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市災害対策本部(統括本部)を通じた状況把握</li> <li>◆保健活動を通じた状況把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者数</li> <li>・避難所の状況</li> <li>・ライフラインの被害状況</li> <li>・避難所等の食事供給状況</li> <li>・食事の配慮が必要な方の数</li> </ul> </li> <li>◆把握した情報に基づく課題分析</li> </ul>	
2 被災者への栄養・食生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆栄養・食生活支援対策の検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資ニーズの把握(物資対策本部との連携)</li> <li>・物資対策本部と連携し、対策を検討</li> <li>・受援の必要性の判断</li> <li>・炊き出し計画(食材や人材、調理場所、調理器具、熱源等の確保、衛生管理など)</li> </ul> </li> <li>◆食中毒・感染症予防対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理に従事するボランティア等に衛生管理を徹底し、食中毒等の予防に留意する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆備蓄食料・支援物資等の適正分配</li> <li>◆特別用途食品等の調達と配分</li> </ul>

	保健医療調整本部	物資対策本部
2 被災者への栄養・食生活支援体制の整備	<p>◆食事の配慮が必要な方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己申告についての周知(チラシ・ポスター等)</li> <li>・食事形態の工夫、代替食品の確保、食べ方の助言等</li> </ul> <p>◆管理栄養士等の応援要請</p> <p>　日数や業務内容、人数を明確にして市保健医療調整本部から県保健医療調整本部に要請する。</p> <p>◆自衛隊への給食支援要請(必要に応じ)</p> <p>　市災害対策本部(統括本部)を通じて、県災害対策本部へ支援要請を行う。</p> <p>◆受援の準備</p>	



(R 2.11.29 横浜小学校避難所開設訓練の様子)

**フェーズ2 応急対策期 避難所対策が中心の期間（概ね4日目から1・2週間まで）**

想定される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライ夫ラインの一部復旧</li> <li>・在宅避難者対策</li> <li>・支援活動者（ボランティア）の増加</li> <li>・管理栄養士等の支援活動の開始</li> <li>・避難所の衛生状態悪化、感染症の増加</li> <li>・体調不良者（疲労、食欲不振、便秘、下痢、口内炎等）の増加</li> <li>・活動量や身体機能の低下</li> <li>・治療中断やストレス増加による慢性疾患の悪化</li> <li>・歯や口腔のケア不足による口腔内トラブル</li> <li>・食事の配慮が必要な方の食品不足</li> </ul>
想定される避難所の食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援物資（国からのプッシュ型支援を含む）</li> <li>・学校・学校給食センターにおける炊き出し</li> <li>・自衛隊やボランティア等による炊き出し</li> </ul>
栄養・食生活で配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たんぱく質、ミネラル、ビタミンの補給（肉、魚、乳製品、野菜、果物の摂取）</li> <li>・エネルギー過多、エネルギー不足</li> <li>・生活不安や生活環境の変化に伴う食欲の低下</li> <li>・水分の補給</li> <li>・温かい食事の提供</li> <li>・食事の配慮が必要な方の把握と対応</li> <li>・特別用途食品等の発注や物資管理</li> <li>・食品の保存や温度管理等の衛生管理の徹底</li> </ul>

	保健医療調整本部	物資対策本部
1 地域の状況把握・課題分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市災害対策本部（統括本部）を通じた状況把握</li> <li>◆保健活動を通じた状況把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者数、食事の配慮が必要な方の数</li> <li>・避難所の開設状況</li> <li>・ライ夫ラインの被害状況</li> <li>・避難所の食事提供状況</li> <li>・地域の食料提供状況</li> </ul> </li> <li>◆把握した情報に基づく課題分析</li> </ul>	
2 被災者への栄養・食生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆支援者の受入</li> <li>◆保健活動と連携した支援活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他職種（保健師等）との連携</li> <li>・情報共有（ミーティングの実施）</li> </ul> </li> <li>◆自衛隊や炊き出し実施者と連携した食事提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・献立の提供</li> <li>・食材・食数の調整</li> <li>・衛生管理 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆支援物資等の適正配分 <ul style="list-style-type: none"> <li>支援物資の内容や量・炊き出しの実施状況等を把握し、被災者全体に行き渡るよう調整する。</li> </ul> </li> <li>◆特別用途食品等の調達と配分 <ul style="list-style-type: none"> <li>特殊栄養食品ステーション（栄養士会）との調整</li> </ul> </li> </ul>

	保健医療調整本部	物資対策本部
2 被災者への栄養・食生活支援体制の整備	<p>◆食事の配慮が必要な方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事形態の工夫や代替食品の確保、食べ方の助言等</li> <li>・個別相談</li> </ul> <p>◆避難所での衛生管理・栄養指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所での食事の留意点、便秘予防、水分補給、食中毒予防等のチラシを作成・配布(又は掲示)する。</li> <li>・調理に従事するボランティア等に衛生管理を徹底し、食中毒等の予防に留意する。</li> </ul> <p>◆避難所の食事状況調査の計画・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所において必要な栄養量が提供できているか、食事提供状況調査を実施し、評価する。</li> <li>・調査結果を、物資対策本部等にも情報提供し、栄養状態の改善に努める。</li> </ul>	



((公社) 日本栄養士会ホームページより)

**フェーズ3 応急対策期 避難所から概ね仮設住宅入居までの期間 （概ね2週間から1か月まで）**

想定される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療やライフラインが徐々に復旧</li> <li>・被害の全容を概ね掌握</li> <li>・仮設住宅建設・入居の可否の決定</li> <li>・支援活動者(ボランティア)の増加と撤退</li> <li>・管理栄養士等の支援活動(JDA-DAT)の継続(引き継ぎ)</li> <li>・ストレスにより悪化しやすい疾患の増悪(喘息、アレルギーなど)</li> <li>・慢性疾患の悪化</li> <li>・運動不足や活動量の減少(ADL低下)</li> <li>・エコノミークラス症候群の発症</li> <li>・衛生環境の悪化による、食中毒や感染症の発生</li> <li>・避難生活の長期化による不安や意欲の低下(うつ病)</li> <li>・歯や口腔のケア不足による口腔内トラブル</li> <li>・孤立集落や自宅避難者等への配食</li> <li>・通常業務再開に向けた準備・実施（業務継続計画(BCP)に沿って実施）</li> <li>・給食施設の再開</li> </ul>
想定される避難所の食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当提供への移行</li> <li>・被災者自身による食料調達の増加</li> </ul>
栄養・食生活で配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭水化物中心の食事によるエネルギー過多、たんぱく質・ビタミン・ミネラル不足</li> <li>・生活不安や生活環境の変化に伴う食欲の低下</li> <li>・水分の補給</li> <li>・食事の配慮が必要な方の把握と対応</li> <li>・特別用途食品等の発注や物資管理</li> <li>・食中毒・感染症予防のための衛生管理の徹底</li> <li>・温かい食事等、楽しみ・活力となるような配慮</li> <li>・生活復帰(自宅での生活復帰、仮設住宅等への入居)を見据えた食支援</li> </ul>

	保健医療調整本部	物資対策本部
1 地域の状況把握(フェーズ2からの状況変化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市災害対策本部(統括本部)を通じた状況把握</li> <li>◆保健活動を通じた状況把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の変化</li> <li>・被災者の栄養・食生活の状況</li> <li>・地域の食料提供状況</li> </ul> </li> </ul>	
2 食事提供アセスメントの継続、それに基づく課題把握と対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆課題解決に向けた支援計画の立案</li> <li>◆栄養改善に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料自己調達のための情報提供など、自立に向けた支援</li> </ul> </li> </ul>	◆特別用途食品等の発注・管理
3 食支援対策の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆受援のための計画見直しや役割分担等、全体調整</li> </ul>	
4 活動に必要な管理栄養士要請・受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入れ替わる支援活動チームの引き継ぎの実施(ミーティング)</li> </ul>	
5 被災者への個別支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難所における巡回栄養相談の継続</li> <li>◆自宅被災者への情報伝達方法の確保</li> <li>◆食事の配慮が必要な方への助言等支援</li> </ul>	

#### フェーズ4 復旧・復興対策期（概ね1～3か月）

想定される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインがほぼ復旧</li> <li>・避難生活の長期化</li> <li>・地域の医療機関・薬局が徐々に再開</li> <li>・被害の少ない地域は平常に近い生活</li> <li>・避難所の集約化が進み、一部では仮設住宅入居開始</li> <li>・仮設住宅等への入居による生活環境の変化</li> <li>・炊き出し施設の集約化</li> <li>・体調不良者（食欲不振、便秘、下痢、口内炎等）の増加</li> <li>・生活習慣病や慢性疾患の悪化</li> <li>・通常業務の再開（業務継続計画（BCP）に沿って実施）</li> <li>・学校・保育所等給食施設で簡易給食の開始</li> </ul>
想定される避難所の食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当提供</li> <li>・被災者自身による食料調達の増加 (移動販売や買い物支援バスの運行などにより、惣菜の利用が始まる。)</li> <li>・ライフラインの復旧に伴い、生鮮食材を用いた食事が可能となる</li> </ul>
栄養・食生活で配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防や栄養バランスへの配慮</li> <li>・生活不安や生活環境の変化に伴う食欲の低下</li> <li>・水分の補給</li> <li>・食事の配慮が必要な方の把握と対応</li> <li>・特別用途食品等の発注や物資管理</li> <li>・生活復帰（自宅での生活復帰、仮設住宅等への入居）を見据えた食支援、仮設住宅等への食支援</li> <li>・食品の保存や温度管理等の衛生管理の徹底</li> </ul>

	保健医療調整本部	物資対策本部
1 地域の状況把握（フェーズ3からの状況変化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市災害対策本部（統括本部）を通じた状況把握</li> <li>◆保健活動を通じた状況把握</li> <li>・被災状況の変化</li> <li>・被災者の栄養・食生活の状況（避難所・仮設住宅等）</li> <li>・地域の食料提供状況</li> </ul>	
2 食事提供アセスメントと結果に基づいた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆栄養改善に向けた支援</li> <li>・食料自己調達のための情報提供など、自立に向けた支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別用途食品等の発注・管理</li> </ul>
3 生活再建に向けた食支援活動の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆被災者の生活の変化に合わせた課題の整理、中長期計画の作成</li> </ul>	
4 支援体制の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆派遣チーム撤退を見据えた調整</li> </ul>	
5 被災者への個別支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健活動と連携し、食事の配慮が必要な方への訪問栄養相談の実施</li> <li>◆食事の配慮が必要な方への助言等支援継続</li> </ul>	
6 支援活動の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆活動のまとめ、検証</li> </ul>	

#### (4) 対象別栄養・食生活支援活動

##### 【対象者別 支援のポイント】

対象者	栄養・食生活支援のポイント
乳幼児	<p><b>●食事の回数を多く</b> 日々の健康維持だけでなく、発育・発達のための栄養素等の摂取が必要である。また、体重あたりの必要量が多いにもかかわらず、消化器官などの内臓が未熟なので、授乳回数や間食の配慮が大切である。 児の体重測定をこまめに行い、母乳やミルク、離乳食等の摂取量と併せて評価する。</p> <p><b>●ストレスに注意</b> 生活環境の変化を敏感に受けて、ストレスなどから食べられなくなることや夜泣き等が現れることがある。遊び場の確保や保育ボランティアの支援要請等の検討が必要である。</p> <p><b>【特別用途食品等の利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児用調整粉乳、乳児用液体ミルク</li> <li>・代謝異常用の特殊ミルク、乳糖不耐症用ミルク、食物アレルギー用ミルク</li> </ul> <p>※一般のおかゆなどは離乳食として活用可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>ー注意点ー</p> <p>粉ミルクを溶かすにあたっては、沸騰した後 70°C以上を保ったお湯が推奨されている。沸騰したお湯を準備できない場合には、乳児に適した衛生的な水で粉ミルクを溶かす。なお、70°Cに満たないお湯、水での調整は、粉ミルク中に存在するサカザキ菌を完全に不活性化させるのに十分な温度には達していない。</p> <p>特に高リスクの乳児の保育者に対しては「<u>粉ミルクは無菌製品ではなく、重篤な疾病を引き起こしうる病原菌に汚染されている可能性があること</u>」を常に注意喚起する必要がある。(赤ちゃん防災プロジェクト「災害時における乳幼児の栄養支援の手引き」 (公社)日本栄養士会 日本栄養士会災害支援チーム)</p> </div> <p><b>[赤ちゃん防災プロジェクト]</b> (災害時における乳幼児の栄養支援の手引き) (災害時に乳幼児を守るための栄養ハンドブック)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; width: 45%;"> <p>2020年2月版</p> <p>赤ちゃん防災プロジェクト ～JAPAN PROTECT BABY IN DISASTER PROJECT～</p> <p>災害時における乳幼児の栄養支援の手引き</p> <p>公益社団法人日本栄養士会 日本栄養士会災害支援チーム The Japan Dietetic Association Disaster Assistance Team</p> </div> <div style="text-align: center; width: 45%;"> <p>災害時に乳幼児を守るために 栄養ハンドブック</p> <p>赤ちゃん防災プロジェクト</p> <p>乳児がいる場合にご覧下さい ＊お尻とは生後1ヶ月までの赤ちゃんのことです</p> <p>ママへのアドバイス</p> <p>大事なことは、ママと赤ちゃんが疲れすぎないこと!!</p> <p>赤ちゃんの母乳以外のことは、片手に握りましょう。 赤ちゃんが元気で、いつものようにおしゃべりウンチが出ていたら、 母乳は飲むことです。 また、寝たままでもお風呂に入らせてください。</p> </div> </div> <p>((公社) 日本栄養士会ホームページより)</p>

対象者	栄養・食生活支援のポイント
乳幼児	<p><b>平常時からの備え</b></p> <p><b>●備蓄（個人備蓄）の啓発</b> 乳幼児健診などを通じて、普段使っているミルクや離乳食等を備蓄しておくことを啓発する。液体ミルクと紙コップを使用した飲ませ方（カップフィーディング）についても情報提供を行う。</p> <p>ー備蓄の留意点ー</p> <p><b>【水（軟水が望ましい）】</b> 乳児の場合は、水分が不足すると脱水症状に陥り易い。またミルクや離乳食の調理をするためにも、1人1日当たり3リットルの水は用意しておく必要がある。国産のミネラルウォーターを選ぶとよい。</p> <p><b>【粉ミルク・液体ミルク（母乳育児の場合も含む）】</b> 家庭には普段使用しているメーカーの粉ミルクあるいは、調乳なしで飲ませることができる液体ミルクを多めに用意しておく。使用期限に留意して賞味期限が切れる前に使い切り、新しい物と交換する。哺乳瓶が消毒できない場合も考慮し、清潔な紙コップを使用しての飲ませ方も練習しておくとよい。ミルクの飲み残しを与えることは避けるよう周知する。</p> <p><b>【離乳食】</b> 備蓄食品は、ベビーフード、レトルトのかゆなどを1週間分くらい用意し、賞味期限が切れる前に使い切り、新しい物と交換する。</p> <p><b>【その他用意しておくとよいもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 哺乳瓶…予備の哺乳瓶と乳首、清潔な使い捨て紙コップ、ガーゼなど</li> <li>・ 食器類…使い捨ての皿やスプーン、清潔な使い捨て紙コップ、ガーゼなど</li> <li>・ 調理器具…小鍋、カセットコンロ、ガスボンベなど調理器具</li> </ul>

対象者	栄養・食生活支援のポイント									
妊産婦	<p><b>●体重管理が必要な場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギーが高く、栄養バランスに偏りのある支援物資等には留意する。</li> <li>・ こまめな体重測定を行い、体重の変化を把握する。</li> </ul> <p><b>●血圧管理が必要な場合（妊娠高血圧症候群）</b> 安静にするなど、高血圧の食生活のポイントを参考にする。</p> <p><b>●水分補給</b> 授乳期は水分をこまめにとるように心がける。</p> <p><b>平常時からの備え</b></p> <p><b>●授乳期の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境の変化により母乳が出なくなることもあるので、育児用ミルク、調整用水（加熱殺菌済みベビー用飲料水）、ほ乳瓶などの準備に配慮する。</li> </ul> <p><b>●エネルギー必要量の確保と十分な安静が大切</b></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><u>エネルギー付加量</u></td> <td>妊娠初期 ⇒ 50 kcal</td> <td>妊娠後期 ⇒ 450 kcal</td> </tr> <tr> <td></td> <td>妊娠中期 ⇒ 250 kcal</td> <td>授乳期 ⇒ 350 kcal</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(日本人の食事摂取基準2020年版)</td> </tr> </table>	<u>エネルギー付加量</u>	妊娠初期 ⇒ 50 kcal	妊娠後期 ⇒ 450 kcal		妊娠中期 ⇒ 250 kcal	授乳期 ⇒ 350 kcal		(日本人の食事摂取基準2020年版)	
<u>エネルギー付加量</u>	妊娠初期 ⇒ 50 kcal	妊娠後期 ⇒ 450 kcal								
	妊娠中期 ⇒ 250 kcal	授乳期 ⇒ 350 kcal								
	(日本人の食事摂取基準2020年版)									

対象者	栄養・食生活支援のポイント
高齢者	<p><b>●脱水に注意</b></p> <p>避難所生活では、トイレが遠い場合、夜間頻尿、失禁を恐れ、意図的に水分摂取を控えることがある。高齢者は体内水分量が少なく「脱水」になりやすい。また、脱水に気づきにくいので水分摂取に注意が必要。一般に体内の水分が失われると疲労感、頭痛、食欲不振に繋がる。</p> <p>水は、安静にしている時で1日に1.5リットル、活動している時は2.5リットル必要であり、食事以外にも水分補給を行う必要がある。ただし、医師から水の摂取の制限を受けている場合はそれに従う。</p> <p><b>●低栄養に注意</b></p> <p>避難所の食事は冷たいことが多く、高齢者にとっては食べにくい。離乳食や嚥下困難者用食品を活用するなどして積極的に食事を摂ることが大切である。義歯をなくしたり破損した場合は、歯科巡回相談につなぎ、食事ができるよう配慮する。</p> <p><b>【特別用途食品等の利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嚥下困難者用食品</li> <li>・とろみ調整用食品</li> </ul> <p>※一般のおかゆ、ゼリー、離乳食なども嚥下困難者に活用可能</p> <p><b>平常時からの備え</b></p> <p>一備蓄（個人備蓄）の留意点ー</p> <p>普段軟らかいご飯やおかゆを食べている人は、かゆ缶詰やレトルトかゆを用意しておく。市販されている濃厚流動食、蜂蜜や飴等は食欲が無いときや、体調がよくないときに活用できる。高齢者や口腔機能低下者は水分が多いと飲み込みにくいことがあるので、とろみ剤を備蓄しておくと良い。</p>

対象者	栄養・食生活支援のポイント
宗教上の理由等により食材に制限のある方	<p><b>●宗教上の理由により食べられない食材について理解する</b></p> <p>〈例〉ハラール*フード</p> <p>イスラム教で食べてもよいとされている食べ物。豚肉とアルコールは禁忌。その他の肉であっても、イスラム教に即した方法で処理した物でなければ禁忌となる。</p> <p><b>ハラール認証</b></p> <p>対象となる商品・サービスがイスラム教に即して生産・提供されたものであることを、ハラール認証機関が監査し、一定の基準を満たしていると認めること。</p> <p>認証機関ごとに独自の認証マークを持っている。</p> 

\* ハラール

イスラム法において合法なのこと（アラビア語で「許されている」という意味）

【症状・疾患別 支援のポイント】

症状	栄養・食生活支援のポイント
便秘	<p><b>●排便のリズム</b> 被災時はトイレ不足や、環境・食事内容の変化等で生活リズムが乱れ便秘になる人が増加する。便秘の人には、食物繊維等の摂取や、排便のリズムに留意する。 トイレが不足している場合には、災害対策本部等へ設置を要請する。</p> <p><b>●食生活のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物繊維の多い食品（例えば、野菜、果物、きのこ、海藻など）の摂取 ⇒野菜等の惣菜（筑前煮、きんぴら、芋煮等）の真空パックや缶詰の利用、炊き出し等で具だくさんみそ汁の提供、果物の配給</li> <li>・朝食をしっかり食べ、便意がなくてもトイレに座ることで規則的な排便習慣をつける。</li> <li>・便意があつたら我慢をしない。</li> <li>・身体を動かすと腸の動きが良くなるので、適度な運動をする。</li> <li>・水分が足りないと、便が固くなつて便秘になるので、水やお茶を1日1.5リットル以上は摂るようにする。（医師に水の摂取を注意されている場合は、指示に従う。）</li> </ul>

疾患	栄養・食生活支援のポイント
高血圧	<p><b>●血圧を定期的に確認する</b> 避難所での生活は、環境の変化や被災によるストレスで血圧が高くなりがちである。高血圧は動脈硬化を招き、さらに虚血性心疾患や腎臓病、脳血管疾患を引き起こす原因となるので注意する。</p> <p><b>●食生活のポイント</b></p> <p><b>【塩分を控える】</b> 避難所での支援物資は塩分が多い物もあるので注意する。（表示の確認）</p> <p><b>【体重管理】</b> 肥満は血圧を上げる原因の一つである。避難所生活では活動量が減り、支援物資の中には高エネルギー・高脂肪の食品もあるため、体重管理に配慮する。</p> <p><b>【アルコール摂取】</b> アルコール類が支援物資として提供されることで、過剰飲酒が問題となることがある。アルコールの摂取が多すぎると血圧が高くなるので注意する。</p> <p><b>【服薬状況】</b> 高血圧や心臓疾患などでワーファリン（抗凝固剤）が含まれている薬が処方されている場合は、納豆、クロレラ、青汁等に含まれているビタミンKがワーファリンの効き目を打ち消してしまうことから、これらの食品は摂取しないようにする。緑黄色野菜や海藻類などは通常の食事ではあまり問題にする必要はない。 高血圧や狭心症などでカルシウム拮抗薬を処方されている場合には、グレープフルーツ及びグレープフルーツジュース等が薬の代謝を阻害し、薬の効果が強く出てしまうことがあるため、薬を飲む数時間前から摂取しないようにする。</p>

疾患	栄養・食生活支援のポイント
糖尿病	<p><b>●血糖のコントロール</b> 不規則な食事や、野菜が不足しがちになるなどのことから、血糖のコントロールがうまくいかなくなることがあるので注意する。</p> <p><b>●食生活と服薬のポイント</b></p> <p><b>【バランスとリズム】</b> 食べてはいけない食品はないが、適当なエネルギー量を確保し、ビタミン、ミネラル、食物繊維を摂るよう心がける。食料不足によるエネルギー不足にも注意する。 同じエネルギー量の食事でも1食だけに集中して食べると血糖の変動が大きくなるので、1日3食、規則正しく適量食べるようとする。多尿がある場合は、脱水に注意する。</p> <p><b>【服薬状況】</b> インスリン薬を使用していると低血糖になる場合もあるので、食事内容に注意する。</p>

疾患	栄養・食生活支援のポイント
腎臓病	<p><b>●病態に応じた指導</b> 食事の基本は、腎臓の負担を少なくして病気の進行を遅らせるため、病態に対応した指導が必要である。</p> <p><b>●たんぱく質の制限</b> たんぱく質が代謝されると老廃物が体内に残るので、大量に摂取すると腎臓の負担が大きくなる。たんぱく質の制限を伴う場合が多く、病者用の特別用途食品を用いることも一つの方法である。また、制限の範囲で良質なたんぱく質を摂取する必要がある。</p> <p><b>●十分なエネルギー量</b> エネルギー量が不足すると、体内のたんぱく質がエネルギー源として消費される。その結果、筋肉組織の細胞が壊れて腎臓の負担が大きくなる。また、細胞内のカリウムが血液に流出し、カリウム濃度の上昇が心臓に負担を与える。そのため、たんぱく質を制限している場合は、糖質や脂質でエネルギーを補う必要があることから、でんぷんや油類を使った料理を取り入れる。</p> <p><b>●塩分・水分の制限</b> 腎臓の機能が低下すると、塩分や水分が尿として排泄しにくくなり、むくみの原因となるので、塩分制限を守ることが大切である。病態によっては、水分のコントロールが必要な場合がある。</p> <p><b>●カリウムの制限</b> 腎臓の機能が低下するとカリウムが排泄できなくなり、血液中のカリウムが増加することがある。カリウムの増加は不整脈を起こす危険があるので、医師の指示がある者は制限を守ることが大切である。 ※カリウムを多く含む食品の摂取に注意 果物（特にバナナ、メロン、キウイフルーツ）、干した食品（干しいも、ドライフルーツ、切り干し大根など）、いも類、100%ジュース（トマトジュース、オレンジジュース）、緑茶、コーヒー等 ※食品は水にさらす。ゆでこぼす。</p> <p><b>【特別用途食品等の利用】</b><ul style="list-style-type: none"><li>・低たんぱく質食品</li></ul> </p>

疾患	栄養・食生活支援のポイント
食物アレルギー	<p>アレルギーであることを申し出ることを周知し、栄養相談を行うなど素早く対応する。</p> <p>医師に特定のアレルゲンの摂取制限を指示されている場合は、アレルゲン除去食品の要請を行う。</p> <p>※エピペン（アナフィラキシーショックが現れた時に使用するもので、医療機関で治療を受けるまでの補助治療剤）を（本人が）備えておくと安心。</p> <p><b>●加工食品に含まれるアレルギー表示の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示義務のある7品目（特定原材料）           <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに</li> </ul> </li> <li>・表示が勧められている21品目（特定原材料に準ずるもの）           <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【特別用途食品等の利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルゲン除去食品</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>平常時からの備え</b></p> <p>個別対応が困難なことが予測されるので、普段から家庭での備蓄（3日分以上）が何より重要である。</p> <p>乳幼児から成人に至るまで、食物アレルギーの症状を起こす人が増えており、重篤なアナフィラキシーショック症状を起こし、対応の遅れから死に至る人もいる。こういったことから、普段からアレルギーの方への理解を深めることが大切である。</p> </div>

疾患	栄養・食生活支援のポイント
潰瘍性大腸炎・クローゼン病	<p>避難所では、インスタント食品や菓子パン等が多く、食べることのできる食品が少ない。エネルギー不足になることが考えられるので、おかゆや、脂肪が少ない菓子類等、消化器官に負担の少ない食品でエネルギーを確保する。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>平常時からの備え</b></p> <p><b>●消化器官を安静に</b></p> <p>低脂肪・低残渣（繊維が少ないなど）を基本とし、消化器官を安静に保つことが大切である。</p> <p><b>●食生活のポイント</b></p> <p><b>【適正なエネルギーの摂取】</b></p> <p>食事を必要以上に食べ過ぎると腸管の負担が増し、かえって再発を招きやすくなる。しかし、食事量が少なすぎると治療効果が得られなくなるので、身長・体重・年齢・活動量に適したエネルギーを摂取する。成分栄養剤等を準備しておくと効果的である。</p> </div>

## 4 平常時からの備え

災害発生時に迅速かつ適切な栄養・食生活支援活動を行うためには、事前の十分な備えが必要です。災害時に想定される栄養・食生活の課題を踏まえ、平常時から、体制整備、普及啓発などの取組を行います。

### (1) 健康な食に関する普及啓発・健康教育

大規模災害では、ライフラインの寸断や物流の遮断により、住民自ら食料を調達することが困難となります。また、行政の対応が機能するまでに時間を要することが予測されるため、平常時から、災害に備えた家庭内備蓄等について周知していくことが重要です。特に、食事の配慮が必要な方がいる家庭に対しては、個々に応じた特別用途食品\*等の備蓄の必要性を周知します。

高知市備蓄計画～第2期～（令和2年6月）

#### ○基本方針

- 1 備蓄は自助による家庭内備蓄を原則とし、市民は最低3日間分、できれば7日間分の備蓄を行う（自助）。
- 2 自助による備蓄を補うために、本市ではL1想定（発生頻度の高い一定程度の地震・津波）1日分の公的備蓄を行う。
- 3 企業は事業継続に必要な物資の備蓄を行う。

表3 特別用途食品等の例示

対象	食品の種類・内容
乳児	粉ミルク、液体ミルク、離乳食 代謝異常用の特殊ミルク、乳糖不耐症用ミルク、食物アレルギー用ミルク 等
高齢者	やわらか食、ミキサー食、とろみ剤、エネルギー飲料 等
食物アレルギー	アレルゲン不使用食品、原材料表示が明瞭な食品 等
高血圧	低ナトリウム食品 等
腎臓病	低たんぱく質食品、低ナトリウム食品 等
消化器の疾患 (潰瘍性大腸炎、 クローン病等)	低脂肪食品、低残渣（食物繊維が少ない等）食品、濃厚流動食 等

#### ア 平常時の活動

- ① 家庭内備蓄（最低3日間分、できれば7日間分）や非常持ち出し食品等の備えについて普及啓発を行います。
- ② 食事の配慮が必要な方の、特別用途食品等の備えについて周知します。
- ③ 家庭内備蓄として買い置きできる食品（缶詰・レトルト食品など）を日頃の食生活で活用しながら無駄なく保存する方法（ローリングストック）について周知します。
- ④ 災害に役立つ調理方法（パッククッキング等）について普及啓発を行います。

#### \* 特別用途食品

乳児の発育や、妊娠婦、嚥下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途を目的とした食品

(7) 具体的な取組

対象	具体的な取組	担当課
一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災研修やイベント、地域の防災訓練等の機会を通して、各家庭で必要とする物資の備蓄に係る周知・啓発を行います。</li> <li>○第3次高知市食育推進計画において、「災害に備えるための取組」を食育推進のための10の具体的な取組の一つとして位置づけ、災害時の食の備えを実践している市民の割合を増やすための取組をすすめます。</li> <li>○健康講座やイベント等の機会を通して、家庭内備蓄に関するチラシを配布し周知を行います。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料①</span></li> <li>○食生活改善推進員*（以下ヘルスマイト）の研修に、家庭内備蓄の必要性等を含む災害時の食をテーマとした講義とパッククッキング実習を取り入れ、地域住民を対象としたヘルスマイトによる地区講習会等を通して普及していきます。</li> <li>○毎月発行の月間献立表「給食だより」や「食育メモ」を活用して、家庭内備蓄について周知します。</li> <li>○小学校等では、避難所等の食事をイメージした「防災給食*」を通して、食器を汚さず、衛生に気をつけて食事をとる方法や缶詰、乾物等の保存食の活用について学習します。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料②</span></li> <li>○毎月発行の「家庭配布献立表」や「給食だより」を活用して、災害時の食の衛生管理や、3日分の家庭内備蓄、長期保存可能な食品の買い置きをすすめます。</li> </ul>	防災政策課 地域防災推進課  健康増進課
妊産婦・乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子保健事業（パパママ教室、子育てひろば、離乳食教室等）の会場において、家庭内備蓄に関するチラシの配置や、災害時に役立つベビーフード・液体ミルク等の展示、情報提供を行います。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料③</span></li> <li>○子育て支援情報誌「こうちし子育てガイド ぱむ」に、妊産婦・乳幼児のための非常用物品に関する内容を掲載し、災害への備えの大切さについて周知します。</li> </ul>	母子保健課
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の高齢者を対象とする出前講座（健康講座）や「いきいき百歳体操」のサポートー養成講座などの機会を通して、家庭内備蓄について周知を行います。</li> </ul>	高齢者支援課
慢性疾患者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定保健指導等、保健指導の機会を通して、食品の家庭内備蓄について周知します。腎臓病や糖尿病などの慢性疾患により食事制限が必要な方などには、個々の状況に応じた備蓄品の助言を行います。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料④, ⑤</span></li> </ul>	保険医療課

資料

- ①「災害への備え　いざという時のために」（高知市健康増進課） ※資料編P60・61「啓発資料1」
- ②「子どもたちの命・笑顔を守るために（食の防災教育—高知市学校給食の取組）」（高知市教育委員会  
教育環境支援課）
- ③「災害時の食事の備え～3日分以上は備えるぞね～・災害時の簡単メニュー～実践編～」（高知市女性  
の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会） ※資料編P62・63「啓発資料2」
- ④「いざ！という災害時に備える、栄養と食事」（（公社）日本栄養士会）
- ⑤「もしも！の災害時だからこそ、弱い立場の人に優先して食事を！～赤ちゃんやお年寄りたちの、大  
切ないのを見守ろう～」（（公社）日本栄養士会）

\* 食生活改善推進員（ヘルスマイト）

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に地域で活動を進めている、食を通じた健康づくりボランティア

\* 防災給食

防災についての意識を高め、災害時の食について考える機会とするため、学校給食において、避難所等の食事をイメージした、セルフおにぎりや保存できる食品、簡単で栄養価が高い料理などを提供するもの。

## (2) 特定給食施設等の支援

特定給食施設等の給食施設では、災害時においても利用者に安全安心な給食を提供し、適切な栄養管理を実施することが求められます。そのため、災害時でも継続的な給食提供ができるよう、体制の整備や備蓄等について支援を行います。

<b>特定給食施設</b>
<b>健康増進法第 20 条第 1 項</b>
特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもの
<b>健康増進法施行規則第 5 条</b>
法第 20 条第 1 項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設
<b>その他の給食施設</b>
特定かつ多数（概ね 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上をいう）に対して継続的に食事を供給する施設をいう

高知市における給食施設とは、高知市健康増進法施行条例第 2 条において、特定かつ多数の者に対し継続的 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する施設としています。

**表 4 給食施設に求められる災害時の対応**

食事提供回数での分類	施設の種類	災害時の対応
入所型施設 (1 日 3 食提供施設)	病院、高齢者福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設等	利用者のニーズに合わせた食事提供の継続 ※平常時の定員を超える患者等の受入可能性あり
通所型施設 (1 日 1 食（おやつ等含む）提供施設)	児童生徒、乳幼児等 高齢者、障がい者等	安全に保護者・家族等に引き渡すまでの食事提供 休校・休園等の後、施設の早期再開
避難所に指定されている施設	被災者の受入	炊き出し等による被災者への食事提供の実施

### ア 平常時の活動

- ① 巡回指導等を利用して、各給食施設の非常食備蓄状況について把握し、必要な整備がなされるよう助言します。
- ② 入所者等への食事提供や栄養管理に係る対応について災害対応マニュアル等を整備し、施設内で周知されるよう助言します。
- ③ 災害で自施設での給食提供が不可能となった場合の他施設との連携（支援協定）等の整備状況について確認し助言します。

#### (7) 具体的な取組

対象給食施設	具体的な取組	担当課
特定給食施設 その他の給食施設	<p>○高知市健康増進法施行条例に基づいて提出される給食施設状況報告書から施設の備蓄状況を、給食施設栄養状況報告書から災害時のマニュアル作成や他施設との連携を把握し、必要な備えが整備されるよう助言します。</p> <p>○給食施設への立ち入り指導に際し、施設における備蓄や災害時の食事提供の具体的な備えを確認し、食事提供に必要な食品と物品の備蓄がなされ、災害時の施設全体の事業継続計画の中に食事提供が位置付けられるよう助言します。又、他施設や食材納入業者との支援協定の状況について確認し、給食施設の相互支援体制の構築に向けて助言します。</p> <p>○給食施設が、備蓄や災害時の食事提供について、体制整備等を含め必要な備えを主体的に進めることができるように、研修会で啓発するとともにホームページ等で情報提供します。</p>	生活食品課
保育所・幼稚園等	○令和3年度の「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」改訂の通知とともに、各施設業務継続計画(BCP)の作成及び災害時の備蓄の推進について周知を行います。	保育幼稚園課
高齢者福祉施設等	<p>○施設監査等の機会において下記の事項に関する確認及び改善指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の提供体制、実施状況</li> <li>・感染症及び食中毒に関するマニュアルの内容や、感染症対策に関する職員の教育、研修の実施状況</li> <li>・非常食等の備蓄状況や在庫管理について</li> </ul>	高齢者支援課

#### (3) 食事の配慮が必要な方の把握と災害時提供食の分類

災害の発生直後は、原則、備蓄食品及び支援物資での食事提供を行うこととなります。乳幼児や妊産婦、食事制限がある慢性疾患患者など食事の配慮が必要な方には、できるだけ早期に、個々に応じた適切な食事を提供することが必要です。

そのため、平常時から把握できる乳児用ミルク等については必要な数を備蓄し、災害発生直後から分配します。平常時には把握ができないニーズに対しては、災害発生後、対象となる方の情報を迅速に把握し、対象者に応じた提供食が調達できるよう、提供食の分類等平常時に仕組みづくりを行います。

##### 食事の配慮が必要な方（再掲）

- 乳幼児
- 妊産婦
- 食事制限がある慢性疾患患者（高血圧、糖尿病、腎臓病、潰瘍性大腸炎、クローン病等）
- 摂食・嚥下困難者
- 食物アレルギー疾患者
- 宗教や強い偏食（味覚や食感等の過敏による）等の理由で食べられない食品がある方
- 経管栄養（胃ろう・鼻腔）の方

## ア 平常時の活動

- ① 食事の配慮が必要な方の人数について、平常時から把握できる情報を参考に推計し、個人備蓄の働きかけや公的備蓄の参考とできるよう府内関係各課で共有します。

### [人数の把握]

乳幼児…高知市の人口統計 等

妊産婦…母子手帳交付台帳 等

- ② 関係各課、関係団体等と研修や訓練を行い、食事の配慮が必要な方の把握から食事提供までの流れ（図3）を共有します。

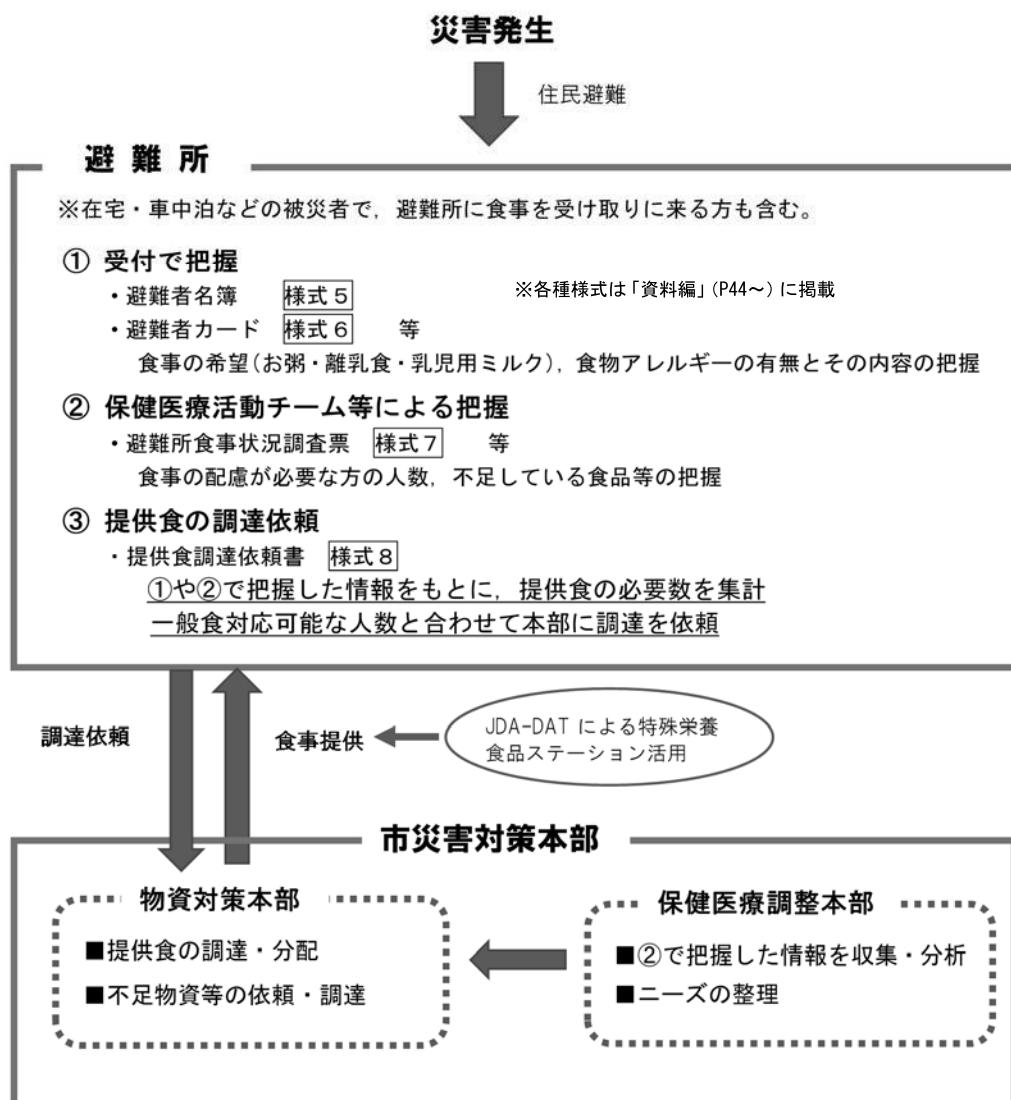


図3 食事の配慮が必要な方の把握から食事提供までの流れ(災害時)

③ 高血圧患者には「減塩食」、食物アレルギー疾患患者には「アレルギー原因食品の除去食」など、災害時に食事の配慮が必要な方に対応した食事を迅速に提供できるよう、あらかじめ対象者に応じた提供食の分類を決めておき（表5）、避難所運営に携わる方や栄養・食生活支援活動ボランティアに周知できるよう関係各課と情報を共有します。

**表5 食事の配慮が必要な方の提供食分類表**

食事の配慮が必要な方の分類		提供食									備考
		乳児用ミルク	離乳食	減塩食	エネルギー調整食	低たんぱく食	低カリウム食	嚥下調整食	7品目(*)以外の除去食(原因食品)	その他	
(注1)一般食+補食等にて対応		(低脂肪食)	(特別用途食品等)								
乳幼児	○	○		○							
妊産婦											(注1)一般食+補食等にて対応
食事制限がある慢性疾患患者	高血圧			○							
	糖尿病				○						
	腎臓病			○		○	○				
	潰瘍性大腸炎・クローン病									○	
摂食・嚥下困難者(障害者含む)							○				
食べられない食品がある方	食物アレルギー疾患患者							○	○( )		
	宗教等の理由によるもの								○( )		
	味覚や食感等の過敏による強い偏食										(注2)個人対応(対象食品の除去等)
経管栄養(胃ろう、鼻腔)										△	

\* 7品目: 食品表示法により表示が義務付けられている、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生の原材料

※凡例 ○: 対応する食事 △: 個人の状態により個別対応が必要

(注1) 一般食の提供を基本とし、不足するエネルギーや栄養量を補食(おにぎり、パン、果物、栄養補助食品、特別用途食品等)で補う。

(注2) 一般食の提供を基本とし、個人で除去等の対応をお願いする。エネルギーや栄養量の不足がある場合は、補食等で対応する。

#### (4) 災害時提供食の研究

災害時には、被災者に提供された食事の栄養の偏りから、健康を維持できなくなることが想定されるため、食事の提供方法や提供する食事の内容について、平常時に検討しておくことが重要です。

##### ア 平常時の活動

- ① 被災地や(公社)日本栄養士会等から出される資料、関係団体からの聞き取り等により、食事の提供方法や食事の内容について研究し、献立等の資料を作成します。
- ② (公社)日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)研修や訓練、県主催の「南海トラフ地震対策情報伝達訓練」などへの参加を通して、提供食について理解を深めます。
- ③ 食事の配慮が必要な方にできるだけ適した食事を迅速に提供するため、弁当等により「減塩食」「エネルギー調整食」等の提供食が確保できる体制を関係者とともに研究します。

#### (5) 支援体制の整備

災害直後から発生する食の課題(食料の不足、食事の配慮が必要な方への支援等)に適切かつ迅速に対応するために、本市栄養士が、発災直後から栄養・食生活支援活動に従事できる体制を整備します。

#### ア 平常時の活動

- ① 災害時の栄養・食生活支援活動における行政栄養士の役割・必要性について、栄養士の配置課及び防災担当課等が共通理解を持てるよう、研修や訓練を通じて顔の見える関係を構築しておきます。
- ② 災害時に栄養・食生活支援活動が円滑に進むよう、関係各課の業務や災害時の活動内容について平常時から把握しておきます。また、災害時の連携体制を整備しておきます。
- ③ (公社)高知県栄養士会や高知市食生活改善推進協議会などの食関係団体と、災害時の食支援活動について情報を共有し、連携体制を整備しておきます。

#### (6) マニュアル等の整備、訓練の実施

災害発生時は、参考職員での対応となります。限られた人員で栄養・食生活支援活動を円滑に展開していくために、平常時から、帳票類等の整備・関係者への周知をしておくことが重要です。  
また、訓練等を通して、マニュアル・帳票類の検証・見直し等を図っていくことも必要です。

#### ア 平常時の活動

- ① 栄養・食生活支援に係る帳票等を作成します。

##### ◆ 避難所等の食品提供状況の確認

- ・避難所の状況調査 様式 4
- ・避難所食事状況調査票 様式 7

##### ◆ 要配慮者の把握・対応

- ・提供食 調達依頼書 様式 8
- ・栄養・食生活相談票 様式 9
- ・栄養・食生活相談票（経過要旨） 様式 10
- ・栄養・食生活支援実施報告書 様式 11
- ・栄養指導記録票 様式 12

※各種様式は「資料編」(P44～)に掲載

- ② 整備したマニュアル等の活用や連携した取組の実現に向け、関係各課、関係団体等との訓練や研修を実施または参加し、災害時の対応に備えます。

#### (7) 食料備蓄（協定）

被災者に対して適正な栄養量を確保した食料調整・提供を行うことは、被災者の健康を保持するために大変重要です。そのため、本市において備蓄または協定による食料の確保を検討する際に、本市栄養士が連携できる体制づくりを進めます。

#### ア 平常時の活動

- ① 被災者に必要なエネルギー及び栄養量の確保の観点から、保健所の栄養士が連携し備蓄や協定の調整ができるよう、防災担当課と協議します。
- ② 食事の配慮が必要な方の備蓄・協定についても同じく協議します。

## (8) 炊き出し・弁当の調整

### 炊き出し

避難所等での食事提供は、備蓄食品や支援物資による提供、炊き出しの提供、弁当の提供等があり、それぞれ特徴があります（表6）。東日本大震災において、発災1か月後の避難所では炊き出し回数が多いほど主菜、副菜、果物の提供回数が多く、被災者の栄養バランスを整えるには、炊き出しが有効であることが報告されています※。（※資料編P92 （5）参考文献①）

平成30年8月1日付厚生労働省通知「避難所における食事の提供に係る適切な栄養管理の実施について」では、食事提供の評価や計画のためのエネルギー量や栄養の参考量が示されており（表7）、これに基づいた基本献立の備え、使用する食材の確保方法や調理機器の準備等、事前に整備しておく必要があります。また、食物アレルギー等への対応、調理従事者の衛生管理、衛生的な調理・保管ができること等についても、担当部署と調整しておきます。

**表6 食事提供の形態別の特徴**

（参考：兵庫県「災害時における行政栄養士活動ガイドライン（R2.3）」）

食事形態	食事の特徴	栄養量の過不足
配給	おにぎり、菓子パンがメイン	発災直後のエネルギー充足に効果的
弁当	調理後長時間経過して提供されることが想定され、食中毒予防などの衛生管理の観点から、野菜料理を取り入れることが難しい。魚介類は多く提供されていることが多い。	発生後の早い段階での弁当提供はエネルギー・たんぱく質の提供量が多い。一方、ビタミンB <sub>1</sub> 、ビタミンC等の微量栄養素の提供量は少なく、弁当の提供のみでは栄養素提供量に不足が見られる。
炊き出し	野菜を中心となる副菜の提供回数が多くなり、いも類・肉類・野菜類の提供量が多い。魚介類は少ない。	ビタミンB <sub>1</sub> 、ビタミンCの提供量が多い。

（原田、笠岡（坪山）ら、日本公衆衛生雑誌2017、東日本大震災の避難所における食事提供体制と食事内容に関する研究）  
（三原、笠岡（坪山）ら、日本公衆衛生雑誌2019、東日本大震災における弁当及び炊き出しの提供とエネルギー・栄養素提供量の関連）

**表7 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参考量**

表7-1 エネルギー及び主な栄養素について

目的	エネルギー・栄養素	1歳以上、1人1日当たり
エネルギー摂取の過不足の回避	エネルギー	1,800～2,200kcal
栄養素の摂取不足の回避	たんぱく質	55g以上
	ビタミンB <sub>1</sub>	0.9mg以上
	ビタミンB <sub>2</sub>	1.0mg以上
	ビタミンC	80mg以上

表7-2 対象特性に応じて配慮が必要な栄養素について

目的	栄養素	配慮事項
栄養素の摂取不足の回避	カルシウム	骨量が最も蓄積される思春期に十分な摂取量を確保する観点から、特に6～14歳においては、600mg/日を目安とし、牛乳・乳製品、豆類、緑黄色野菜、小魚など多様な食品の摂取に留意すること
	ビタミンA	欠乏による成長阻害や骨及び神経系の発達抑制を回避する観点から、成長期の子ども、特に1～5歳においては、300μg RE/日を下回らないよう主菜や副菜（緑黄色野菜）の摂取に留意すること
	鉄	月経がある場合には、十分な摂取に留意するとともに、特に貧血の既往があるなど個別の配慮を要する場合は、医師・管理栄養士等による専門的評価を受けること
生活習慣病の予防	ナトリウム（食塩）	高血圧の予防の観点から、成人においては、目標量（食塩相当量として、男性8.0g未満/日、女性7.0g未満/日）を参考に、過剰摂取を避けること

（出典：厚生労働省事務連絡「避難所における食事の提供に係る適切な栄養管理の実施について」（H30.8.1）

【「炊き出しその他による食品の給与」の概要】

	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり <u>1,160円</u> 以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準\*の設定が可能なもの。

(\* )特別基準：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

主な留意事項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮とともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。
- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

(出典：内閣府・防災情報「災害救助法の概要（令和2年度）」)

## ア 平常時の活動

### (ア) 学校における炊き出し

大規模災害が発生した場合、それぞれの学校は、子どもたちを含め、地域住民の避難場所となります。その際には、避難者への対応と併せ、安心できる食事の提供が求められます。

高知市地域防災計画[地震・津波対策編]（令和元年度修正） 第4章第14節

#### 生徒等への給食の確保対策

- 給食施設及び設備の被害状況に応じ、速やかに応急修理等を実施するとともに、学校給食会等関係機関と調整し生徒等への給食の再開に努めます。
- 指定避難所の開設等により被災者用の炊き出しを実施している場合は、学校給食と被災者用給食との調整を行います。

- ① 学校における災害時炊き出しフロー図（図4）を把握しておきます。
- ② 災害発生直後にも学校内で炊き出しができるよう各学校、給食調理場にカセットコンロ、鍋を導入します。
- ③ ライフラインの状況確認ができるよう連絡先の確認及び情報共有を図ります。
- ④ 給食調理場内の回転釜を使用した炊き出しを想定し、防災給食\*時に学校給食調理員が釜炊きごはんを提供します。
- ⑤ 給食調理場内の回転釜や家庭科室での調理に際し、衛生面及び栄養面に配慮して提供できる基本献立を備えます。
- ⑥ 学校給食調理員に対しパッククッキング法の研修を行い、熱源に制限がある時期の食事の提供や、食物アレルギー対応食や嚥下困難等、食事の配慮が必要な方の食事の提供に活かします。

**子どもたちの命・笑顔を  
守るために**  
(食の防災教育 - 高知市学校給食での取組)

「食」は、たくましく生きるための健康や体力の基本であり、豊かな人間性や自ら学び考える力などの「生きる力」を育むために大変重要なとされています。高知市では、学校給食を中心とした食育に取り組んでいます。

近い将来起きるとされるいる南海地震に備えるため、食の防災教育に取り組み、防災給食を実施し、児童生徒の災害時の食に関する意識を高める機会とします。

学校的食育は、学校給食を中心に行われます。

学校給食の実施の目的  
① 優良生徒の活用についての意識を高め、災害時の食について考える機会とする。  
② 学校給食では、おにぎりや保存できる食品、簡単で栄養価が高い料理などを提供し、避難生活での食事タイプへじめた努力を実施する。  
③ 事前号で、一量量の非常食・保存食品を確認し、災害時に備えようとする意識を高める。

防災献立(例)  
① 《保存食サラダ》  
② 《ロングライフ牛乳》  
③ 《セルフおにぎり》  
④ 《ぼうさい餅》  
⑤ 《ぼうさい餅汁》

リーフレット「子どもたちの命・笑顔を守るために（食の防災教育—高知市学校給食での取組）」(H26.3 高知市教育委員会)

回転釜での米飯の炊き方

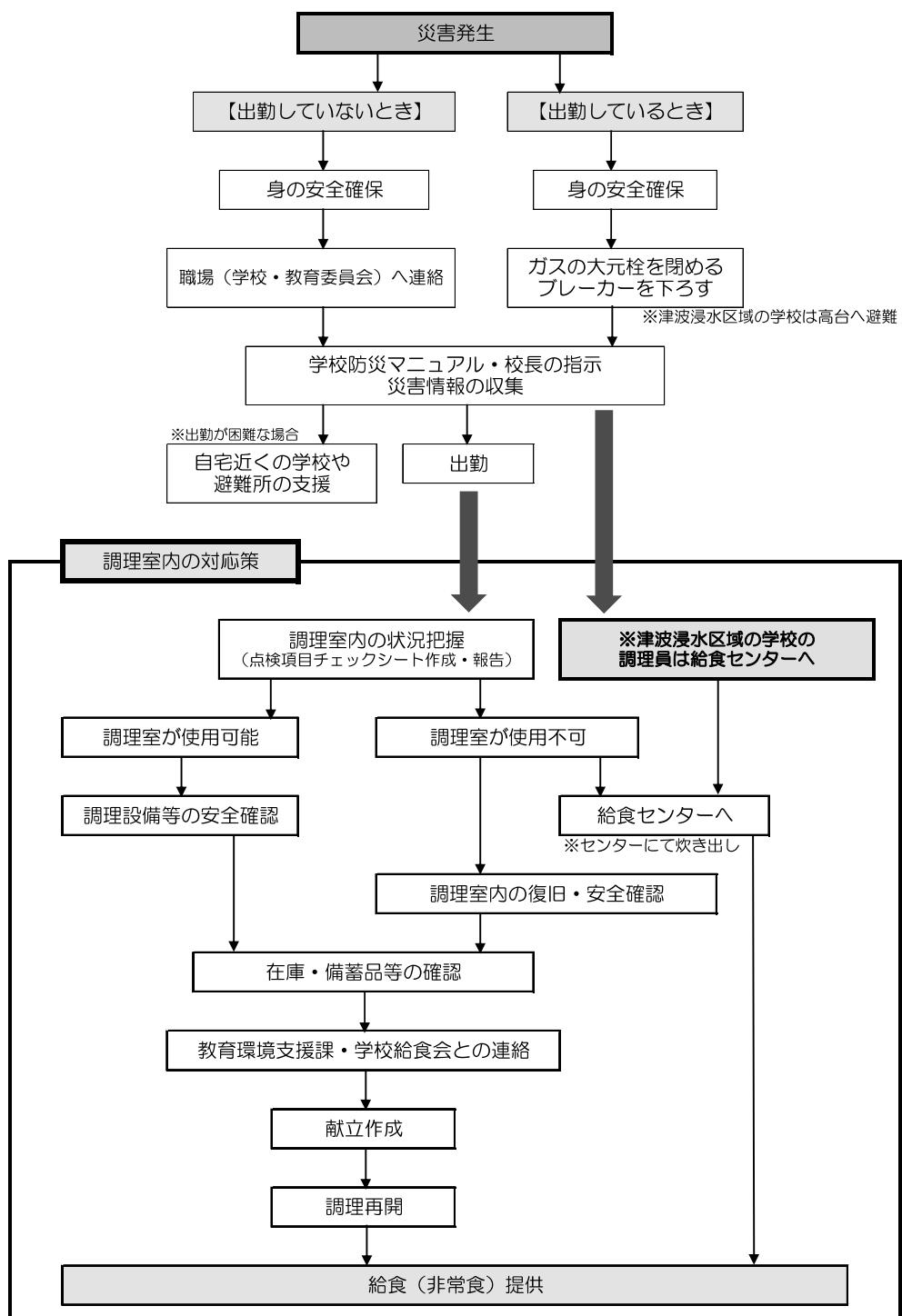
水の量【無洗米の重量×1.4】  
漫漬 最低 30分以上 → 点火 → 強火 7分 → 中火 3分 → 弱火 5分 → 蒸らし 15分 → 配食  
ふたを閉める → 湯気が出ます → チリチリ音がします → ふたを開ける



#### \* 防災給食

防災についての意識を高め、災害時の食について考える機会とするため、学校給食において、避難所等の食事をイメージした、セルフおにぎりや保存できる食品、簡単で栄養価が高い料理などを提供するもの。

## ◆学校における災害時炊き出しフロー図



(出典：学校給食調理員 主幹・副主幹会「学校給食調理員の防災対策マニュアル」(令和元年度))

図4 学校における災害時炊き出しフロー図

- ① 学校給食調理員は、給食施設及び配属校の家庭科室のライフラインの状況について確認を行い、炊き出しの可否を判断します。
- ② 浸水区域内にある学校の調理員は、針木・長浜学校給食センターで炊き出しの準備をします。
- ③ 学校給食調理のノウハウを生かし、衛生面に配慮した食事の提供及び食物アレルギー対応等食事に配慮が必要な方の食事提供に努める等、地域住民と連携した炊き出しを行います。

(イ) 学校給食センターにおける炊き出し

大規模災害が発生した場合、各学校における炊き出しを補完するために、高知市立学校給食センターにおいても炊き出しを行います。針木・長浜学校給食センターでは、外部から直接入室できる炊飯室を活用し、センター内にローリングストックをしている給食用保管米及びセンター内防災倉庫に備蓄しているアルファ化米を先行し使用します。

- ① 学校給食センターにおける災害時炊き出しフロー図（図5）を把握しておきます。
- ② 教育環境支援課、針木・長浜学校給食センター内に防災無線を整備し、災害発生時の連絡体制を整えます。
- ③ センター内の給食用保管米やアルファ化米の使用後も、継続して炊飯提供ができるよう、JA等との協定による米調達を調整します。
- ④ センター内に設置しているおにぎりマシン等を活用し、衛生面に配慮して提供できる体制を備えます。



## ◆学校給食センターにおける災害時炊き出しフロー図

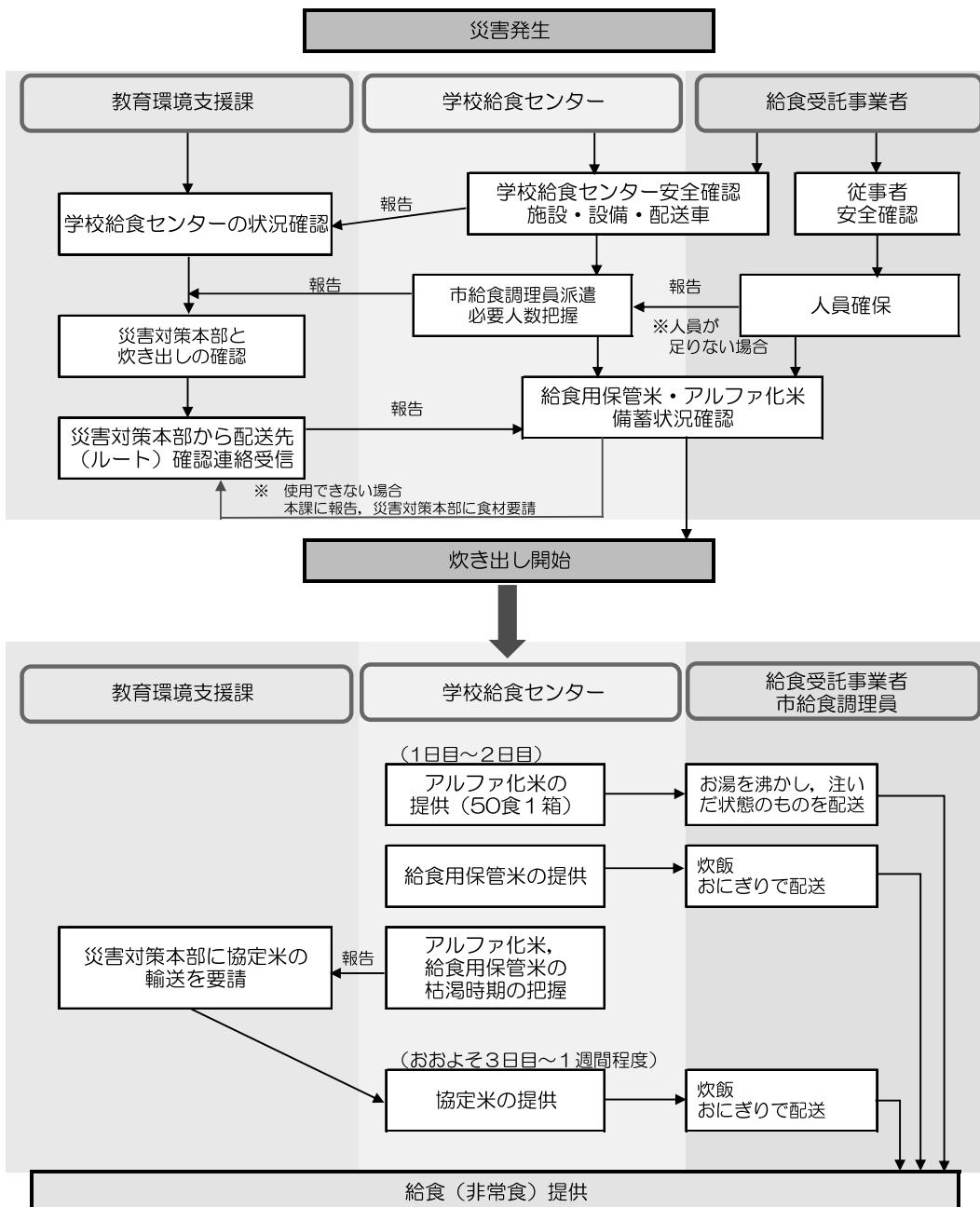


図5 学校給食センターにおける災害時炊き出しフロー図

### <学校給食センターの防災機能>

針木・長浜学校給食センターは、概ね1日8時間、3日分の給排水、電気、ガスの機能を備え、1日あたり約300kg×7～12日分の米をローリングストックすることとしています。これは、1人あたり2個のおにぎり約22,000食分を1～2日提供することができる想定です。

#### (イ) 自主防災組織・ボランティアによる炊き出し

大規模災害時の避難所運営は、行政職員の人員不足も想定されることから、地域住民で結成された自主防災組織が中心となって行なうことが想定されます。

東日本大震災における炊き出しの実施では、被災者自身が大きく関わっていたことが明らかとなっており※、被災者自身が炊き出しを実施することを想定し、地域住民に対して、炊き出しの必要性を周知するとともに、防災訓練等で炊き出しがスキルを高める取組が必要です。また、地域のボランティア団体等の外部支援者の円滑な導入に関する仕組みづくりも必要です。

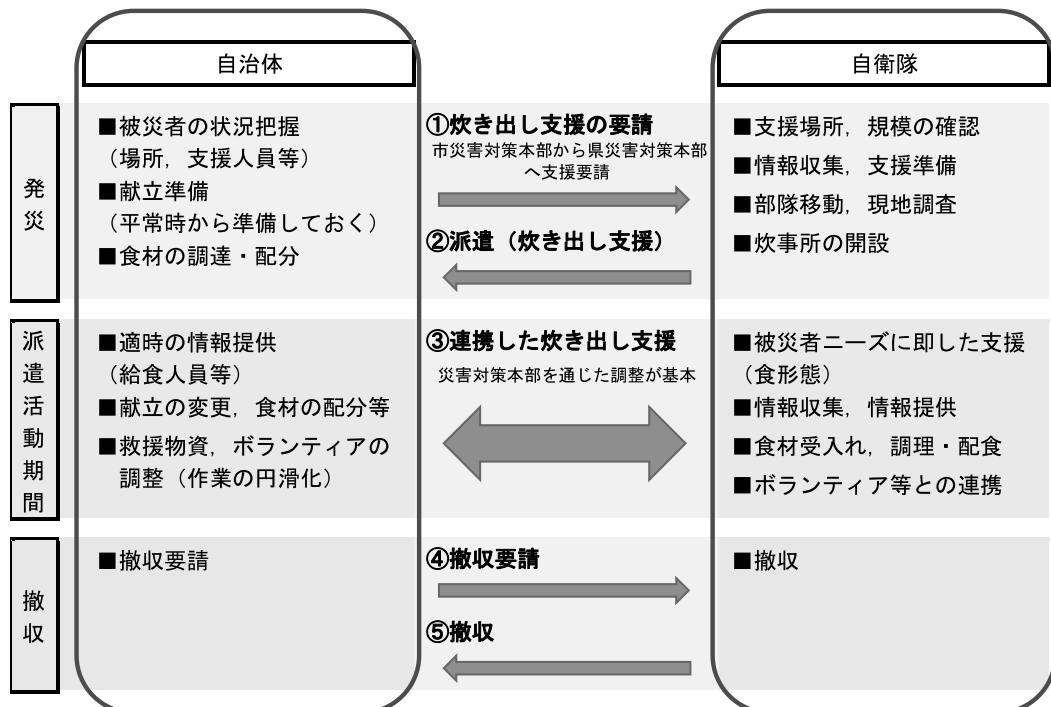
高知市が養成・育成しているヘルスマイト\*は、日頃から地域住民の食生活改善のための活動に取り組んでいますので、自主防災組織等と協働で炊き出し活動が行えるような体制を整備し、訓練等を実施することにより、地域の防災力向上につながると考えます。基本献立をもとに避難所の状況に応じた献立の作成、衛生管理等、適切な炊き出しを実践できるように研修を行います。(※資料編 P92 (5)参考文献②)

#### (ロ) 自衛隊による炊き出し

東日本大震災において、避難所での炊き出しは、発災直後には、被災者自身が炊き出しを実施していた割合が最も多く、発災から日が経つにつれて自衛隊の炊き出し割合が多くなっています。また、自衛隊による炊き出しの多くは、大規模避難所で多かったことが報告されています※。(※資料編 P92 (5)参考文献②)

自衛隊に対する派遣の要請は、市災害対策本部から県災害対策本部へ支援要請を行います。

自衛隊による炊き出し支援の流れは図6のとおりです。自衛隊の派遣は、緊急性・公共性・非代替性であることが要件としてあり、発災後スムーズな支援を受けるためには、平常時から担当部隊と図6のような連携要領を確認しておく必要があります。被災者の栄養管理がわかる行政栄養士が関わることとします。



(参考：熊本県「熊本県災害時栄養管理ガイドライン」(R2.4))

図6 自衛隊による炊き出し支援の流れ

\* 食生活改善推進員（ヘルスマイト）（再掲）

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に地域で活動を進めている、食を通じた健康づくりボランティア

## 弁当

支援物資、義援物資等で入ることが想定される弁当は、主食・主菜・副菜を一度に提供できることから、一定の栄養バランスを見込むことができます。弁当形式での食事提供は、避難所生活開始後のできるだけ早い段階から実施する必要があります。

### 【弁当提供の留意点】

- 消費期限の短い食品であることから、高知市への物流や避難所への配送にかかる時間を考慮します。
- 食事制限がある、噛む力が弱い、食物アレルギーがあるなどの理由によって弁当を食べられない避難者の食事については、一部調理が必要となる場合も考えられます。弁当を提供している場合でも、個別対応の調理や、温かい汁ものの調理などを柔軟に組み合わせ、すべての避難者に食事提供できるよう工夫が必要です。
- 災害の発生から一定の期間が経過し、避難所生活が長期化している場合は、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、食事の配慮が必要な方に配慮します。

### 【弁当調達にあたってのポイント】

- ① 安全性
- ② 栄養バランス
- ③ 食事の配慮が必要な方への対応
- ④ メニューの多様化
- ⑤ 適温の工夫

初期段階	
安全性の確保	被災地では、住民の健康が一番重要であることから、安全性の確保を最優先とします。食物アレルギー対応等のため、避難所で献立内容を掲示します。 初期段階では、道路状況等から配送が長時間となること、弁当が常温保管となることを想定します。
栄養バランス	肉・魚・卵などの主菜からたんぱく質の補給、野菜類からビタミンの補給ができるとします。
食事の配慮が必要な方への対応	弁当での食事提供が長期化する場合は、エネルギー・たんぱく質・脂質・塩分制限や、やわらかい食事、食物アレルギーなど食事内容に配慮した対応とします。
メニューの多様化	道路状況が改善するなど、徐々に様々な社会活動が復旧する段階にあっては、避難所での食事についても、バラエティに富んだ内容とすることを想定します。
適温の工夫	ライフラインが改善し、施設で弁当の保冷保温が可能になる場合や、地元事業者が営業再開し短時間で配送できるなどの段階では、適温での食事提供を想定します。

(参考：厚生労働省事務連絡「避難所における食事の提供に係る適切な栄養管理の実施について」(H30.8.1))

図7 弁当調達にあたって配慮すべき事項

## ア 平常時の活動

- ① 高知市が避難所で提供する弁当の必要事項について、フェーズごとに整理しておきます。
- ② 弁当調達について、本市の協定先等と事前に協議します。
- ③ 災害時の食事提供に係る、物資対策本部（物資調達班）と、救援対策本部（避難所総務班）、各避難所の連携フロー、また、調達業務に活用する連絡帳票を作成します。
- ④ 避難所の開設及び運営に必要な資機材の整備として、弁当等食品が衛生的に保管できるよう、防災担当部署と事前に協議します。
- ⑤ 避難所で活用できるように、運営者向け、被災者向けに、「弁当の衛生的な取扱について」のリーフレットを作成します。
- ⑥ 弁当を発注するときのために、弁当製造事業者向けに、「衛生管理、栄養管理等について」のリーフレットを作成します。
- ⑦ 弁当供給体制を整えるために、協定先の事業者向けに事業継続計画（BCP）の策定について啓発し、食品衛生研修等の機会には防災対策を促すとともに、避難所からの弁当発注についても訓練を行います。
- ⑧ 関連部署(担当職員)とともに、弁当提供にかかる備えをすすめます。
  - ・ 提供する弁当の内容（栄養士）
  - ・ 避難者の食事摂取や健康相談（保健師、栄養士）
  - ・ 食品衛生にかかること並びに食品関連事業者への指導（保健所の食品衛生監視員）
  - ・ 感染症予防や環境衛生にかかること（保健所の感染症担当や環境衛生監視員）

### 第3章 栄養・食生活支援活動の受援体制

災害の規模により、栄養・食生活支援活動を行う人員が不足する場合は、県内外の自治体や（公社）日本栄養士会の管理栄養士・栄養士の支援を受けることになります。

多数の管理栄養士等が派遣された際、できるだけ速やかに栄養・食生活支援活動が行えるよう、事前に受援体制を整備しておくことが必要です。

#### 1 受援体制

##### (1) 受援計画の作成

管理栄養士等の派遣を依頼する場合、求める受援内容に応じた受援人数の依頼ができるよう、事前に、必要となる栄養・食生活支援活動について検討しておきます。

受援計画（例） フェーズ2～3の期間

受援業務	受援人数	依頼者
備蓄食料および支援物資の栄養量調整（手配）	1名	行政管理栄養士
食事の配慮が必要な方の食品手配（特殊栄養食品ステーション設置）	ステーション（1）か所 ×（2）名	（2）名 栄養士会
提供食の調整支援（炊き出し・弁当等）	2名	行政管理栄養士
避難所の食事調査・評価・支援（食事の配慮が必要な方含む）	避難所数（　）か所／（5） か所×（2）名	（　）名 行政管理栄養士または栄養士会
避難所への巡回栄養相談	避難所数（　）か所／（5） か所×（2）名	（　）名 栄養士会または行政管理栄養士
避難所の食品衛生助言、食品保管状況の確認・指導	避難所数（　）か所／（5） か所×（2）名	（　）名 行政管理栄養士または栄養士会
栄養・食生活支援コードィネート（派遣栄養士の活動調整、通常業務の再開計画等）	1～2名	行政管理栄養士（DHEAT）
特定給食施設等への食事提供支援（保健所）	避難所数（　）か所／（3） か所×（1）名	（　）名 行政管理栄養士

（参考：日本公衆衛生協会「大規模災害時の栄養・食生活支援活動 ガイドライン」（H31.3））

##### (2) 様式の整備、情報共有事項の決定

支援活動の内容等を記載する様式を作成し、受援の際に提供できるように整備しておきます。

また、支援者との情報共有を図るため、オリエンテーション（ミーティング）における情報共有事項を決めておきます。

##### 【活動記録・連携のための様式】 再掲

- |                  |       |
|------------------|-------|
| ・避難所食事状況調査票      | 様式 7  |
| ・提供食 調達依頼書       | 様式 8  |
| ・栄養・食生活相談票       | 様式 9  |
| ・栄養・食生活相談票（経過要旨） | 様式 10 |
| ・栄養・食生活支援実施報告書   | 様式 11 |
| ・栄養指導記録票         | 様式 12 |

※各種様式は「資料編」（P44～）に掲載

## 【オリエンテーション（ミーティング）における情報共有事項】

- ・現地の概要（支援組織、現地担当者、被災状況及び復旧状況等）
- ・栄養・食生活に関する現況と支援状況
- ・担当する栄養・食生活支援の業務内容
- ・活動報告の方法（現地担当者及び派遣元への報告、報告様式等）
- ・避難所、仮設住宅等図、必要物品等設置場所の確認
- ・一日のタイムスケジュール、一週間の流れ

## 2 応援・派遣要請

### (1) 応援・派遣要請と受援の流れ

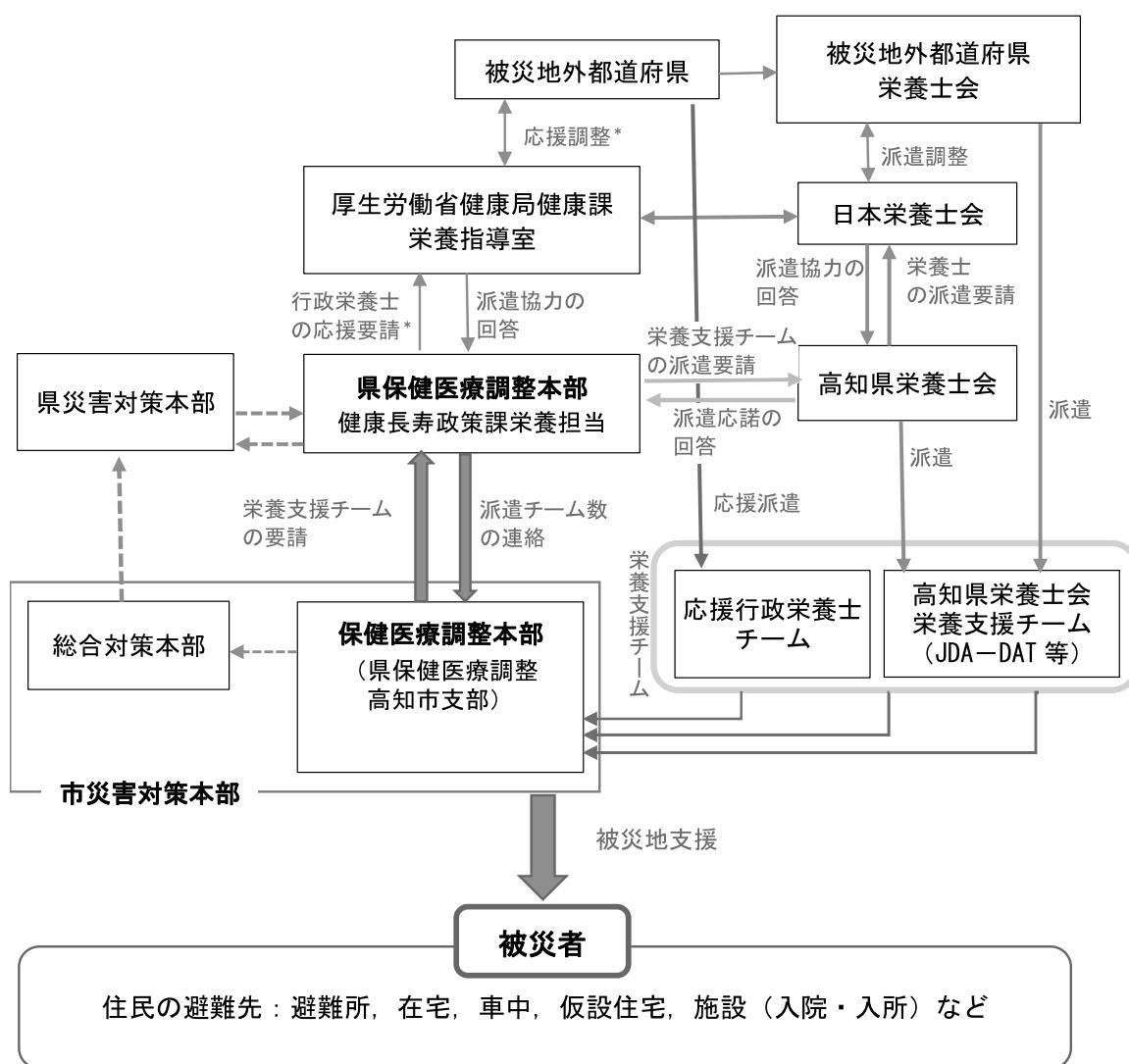


図8 栄養支援チームの派遣フロー図

\* 応援要請

被災地方公共団体が、当該地方公共団体以外の地方公共団体に対し、災害対策に係る応援を要請すること

\* 応援調整

応援時の安全の確保・装備等の準備、応援職員に対する後方支援など、応援派遣に係る諸業務の調整

## (2) 応援要請の手続き

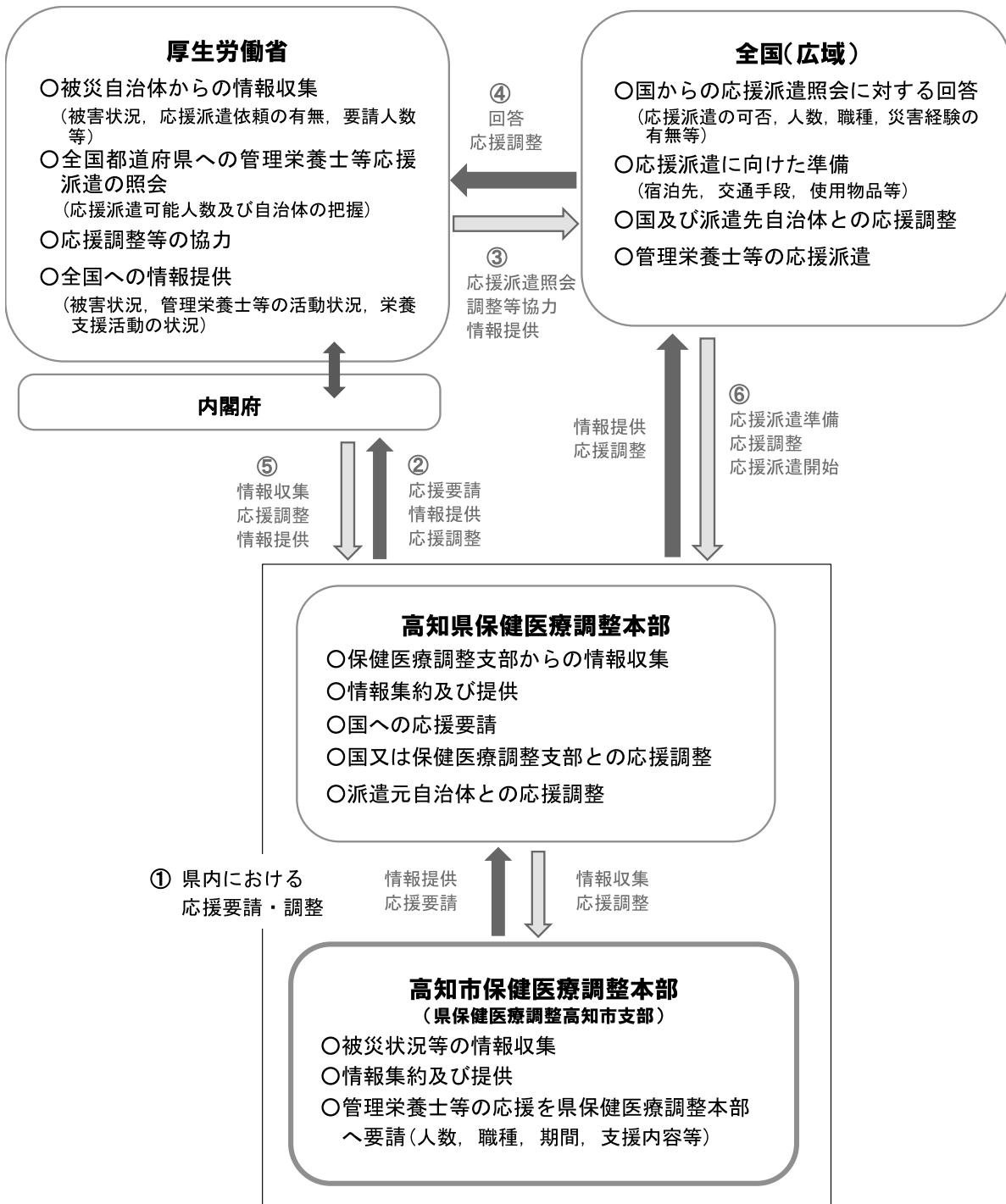


図9 応援要請から応援派遣開始までの手続きの流れ（行政栄養士等）

## 第4章 マニュアル改訂に向けた課題・検討事項

- 1 本マニュアルは、高知市保健所災害時公衆衛生活動マニュアルと、高知市備蓄計画及び高知市物資配送計画・物資配送マニュアルと連動したマニュアルとして策定していることから、これら関連計画・マニュアルが改定（改訂）された場合には、整合性がとれるよう改定（改訂）する必要があります。
- 2 本マニュアルには策定時点の各種帳票（様式）を掲載していますが、食事の配慮が必要な方を把握するための帳票（様式）等は、関係課及び関係団体との協議等により適宜修正、追加する必要があります。
- 3 学校等避難所となる施設の給食施設を使った炊き出しや、避難所以外で避難している被災者への栄養・食生活支援活動等については、関係課と協議を行い、実施体制について具体化していく必要があります。
- 4 災害時に本市栄養士が配置される保健医療調整本部と物資対策本部の役割分担については、訓練等を通じて、よりよい連携体制がとれるよう検証し、検証結果をVer. 2に反映していく必要があります。
- 5 平常時に関係課で実施する事業の中で、本マニュアルの内容を踏まえた取組を進めるとともに、平常時から備えが必要な物品については、関係課で協議を重ねながら計画的に配備を進めていく必要があります。
- 6 本マニュアルを活用した小規模な訓練を重ねるとともに、大規模な訓練（総合的な訓練）において具体的な流れ等を検証することで、マニュアルとしての精度を上げていく必要があります。